

議事日程 (第2号)

平成20年12月8日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第40号議案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第41号議案 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)
- 日程第 4 第42号議案 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第
1号)
- 日程第 5 第43号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 6 第44号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 7 第45号議案 平成20年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第2～日程第7 質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第46号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第47号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(日程第8～日程第9 質疑・委員会付託)
- 日程第10 第48号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(日程第10 質疑・委員会付託)
- 日程第11 第49号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第12 第50号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第13 第51号議案 中間市道路線の変更について
(日程第11～日程第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 請願第2号 小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書
(日程第14 趣旨説明・質疑・委員会付託)
- 日程第15 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	中家多恵子君	2 番	佐々木晴一君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民部長	………	中野 諭君	保健福祉部長	………	伊東 久文君
福祉事務所長	………	藤井 紀生君	建設産業部長	………	野上 忠良君
教育部長	………	牧野 修二君	上下水道局長	………	村田 猛君
市立病院事務長	………	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
経営企画課長	………	小島 一行君	財政課長	………	元嶋 伸二君
総務課長	………	白尾 啓介君	課税課長	………	大野 順一君
収納課長	………	田口 澄雄君	介護保険課長	………	山本 信弘君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	市民協働課長	………	村上 羊三君
土木管理課長	………	増田令次郎君	都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君
産業振興課長	………	今井 秀明君	教育総務課長	………	中村信一郎君
下水道課長	………	佐藤 満洋君	市立病院課長	………	成光 嘉明君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

一 般 質 問 (平成20年第4回中間市議会定例会)

平成20年12月8日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴一	<p>来年7月の中間市長選挙について</p> <p>北九州市との合併はしないと、6月の全員協議会の場へ引き続き、9月議会の一般質問での私からの再質問において断言された松下市長は、2期目に向かって中間市の将来構想をどのように描いておられるのか、立候補の抱負を交えお答えください。</p> <p>また、その将来構想を実現するために、途中で投げ出さず、3期目・4期目と責任をもってやっていく決意があるのかどうかお答えください。</p>	市長
宮下 寛	<p>学校給食の民間委託について</p> <p>残留農薬基準の5倍以上のメタミドホスや自然界では最強の発ガン性を持つといわれるアフラトキシンB1などに汚染されていた米が、40都道府県の学校給食や幼稚園給食、さらに病院給食や介護施設給食、そしてスーパーなどに流通していたことが明らかになり全国民に大きなショックを与えたことは、十分ご承知のことと思います。</p> <p>儲けのためには、同じ国民の命や健康に関わることにも「意に介さない」という民間企業の非人間性を浮き彫りにしたもので、国民の「食」への不安、そしてそれを許した国への不信が一層強まった今日、中間市では、将来を担う子どもたちの学校給食を来年4月より「民間への委託」を始めるということでもあります。</p> <p>このことに関連して次のことを教育長並びに執行責任者である市長に伺います。</p> <p>①学校給食ということについて教育者の立場から見解を伺います。</p> <p>②住民の健康や暮らしに責任を持つ地方自治体が、なぜに学校給食の民営化を行うのか、市長の見解を伺います。</p>	教育長 市長
青木 孝子	<p>国民健康保険税滞納者への資格証明書発行について</p> <p>国民健康保険では、保険税を1年以上滞納している世帯から保険証を取り上げ、かわりに「資格証明書」を発行しています。資格証明書では保険がきかず、医療機関の窓口でかかった医療費を全額支払わなければならないため、病院への受診抑制や治療中断などで命を失うなど深刻な事態が広がっています。</p> <p>市民の命と健康を奪う国保証の取り上げ、資格証明書の発行はやめるべきではありませんか。市長の所見を伺います。</p> <p>暴力追放問題について</p> <p>本市においては、今年9月に暴力団幹部の射殺事件があり、11月には中鶴一丁目にある工藤会系・極政組事務所内で、組を脱退しようとした組員を監禁・暴行する事件が発生し、組員13人が逮捕されました。このように暴力団組員による暴力事件が頻発し、中間市民は不穏な生活を強いられています。11月17日に開かれた第5回中間市暴力追放市民集会では「全ての暴力を追放することは勿論のこと、その原因となる温床を排除し、暴力のない生活環境を築かなければならない」とする「暴力の絶対排除に関する決議」を採択し、暴力追放を誓い合いました。</p> <p>中間市暴力追放推進協議会会長である市長は、「暴力の絶対排除に関する決議」に応え、暴力団組事務所を撤去するための措置を講ずるべきではありませんか。また、暴力団の資金源となっている「覚せい剤など麻薬の売買」「オレオレ詐欺」「公共工事への介入」などを市内から根絶するために、暴力団組事務所の撤去は不可欠ではありませんか。市長の所見を伺います。</p>	市長

一 般 質 問 (平成20年第4回中間市議会定例会)

平成20年12月8日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 者
草 場 満 彦	<p>小口零細企業保証制度について</p> <p>本市で行っている中小企業融資資金の活用状況について伺います。</p> <p>①本制度を制定された目的は何ですか。</p> <p>②本制度の概略内容を伺います。</p> <p>③利用状況を伺います。</p>	市 長
	<p>市庁舎の維持管理について</p> <p>①本庁舎は築何年になりますか。また、年間の維持管理費を伺います。</p> <p>②建物の耐震強度は十分なのでしょうか、不十分であればどのような対応を考えていますか。</p>	
中 家 多 恵 子	<p>国民健康保険の現状について</p> <p>国保税を納められない世帯が増えています。厚生労働省は無保険の子どもを救済するための通知を10月にしています。対応についてお尋ねします。</p>	市 長
	<p>職員に対する地域手当、住居手当の支給について</p> <p>中間市の財政状況が厳しいことは、市長が一番ご存知でありながら、地域手当を年間6,500万円、持ち家の住居手当を年間600万円支給している。これは国家公務員にはない手当です。直ちに廃止して、市民の理解の得られる教育、生活支援に税金は使うべきです。市長の見解を伺います。</p>	
	<p>職員互助会への公費負担について</p> <p>互助会への公費支出は年間1,100万円で職員一人当たり21,000円、公金負担率は50%で、「元気回復」として職員は、お祝い金として結婚6万円、出産3万円、入学1~2万円、銀婚6万円、育児休業は1カ月5万円で最大3年間、介護休業で30万円、死亡の場合は本人で50万円、配偶者は25万円、同居家族は5万円など、この他にも給付の法律的根拠を「元気回復」のためと主張されていますが、市民から見れば明らかに贅沢な給与です。</p> <p>時代の変化を踏まえ、住民の理解の得られるよう見直す必要があります。見解を伺います。</p>	

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 20 年 1 2 月 8 日

第 4 回中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第 4 0 号議案	平成 2 0 年度中間市一般会計補正予算 (第 3 号)	別 表 1
第 4 1 号議案	平成 2 0 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正 予算 (第 2 号)	保 健 福 祉
第 4 2 号議案	平成 2 0 年度中間市地域下水道事業特別会計 補正予算 (第 1 号)	建 設 上 下 水 道
第 4 3 号議案	平成 2 0 年度中間市公共下水道事業特別会計 補正予算 (第 2 号)	建 設 上 下 水 道
第 4 4 号議案	平成 2 0 年度中間市介護保険事業特別会計補正 予算 (第 2 号)	保 健 福 祉
第 4 5 号議案	平成 2 0 年度中間市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	保 健 福 祉
第 4 6 号議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保 健 福 祉
第 4 7 号議案	中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保 健 福 祉
第 4 8 号議案	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更 について	保 健 福 祉
第 4 9 号議案	中間市道路線の廃止について	建 設 上 下 水 道
第 5 0 号議案	中間市道路線の認定について	建 設 上 下 水 道
第 5 1 号議案	中間市道路線の変更について	建 設 上 下 水 道
請 願 第 2 号	小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める 請願書	市 民 文 教

別表 1

平成20年度中間市一般会計補正予算（第3号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	総務
第3条	第3表 地方債補正	総務

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全項	総務
2	総務費	全項（1項5目、8目の一部は建設上下水道 1項8目、1項10目の一部は保健福祉、 1項10目、3項1目の一部は市民文教）	総務
3	民生費	全項（1項4目、2項1目、2項4目の一部と 1項1目、2項3目、3項1目は総務）	保健福祉
4	衛生費	全項（1項1目は総務）	市民文教
6	農林水産費	全項（1項2目は総務）	建設上下水道
7	商工費	全項（1項1目は総務）	〃
8	土木費	全項（1項1目、4項1目の一部と4項3目 は総務）	〃
9	消防費	全項	総務
10	教育費	全項（1項2目、4目、2項3目、4項1目の 一部と1項3目は総務）	市民文教

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

おはようございます。合併実現クラブの佐々木晴一でございます。

12月1日をもちまして、中間市議会の中に新たな会派としまして、この春行われました6,000名の北九州市との合併を求める多くの市民の要望に応えるべく、一人会派ではございますが、「合併実現クラブ」という新しい会派をつくらせていただきましたので、この場をおかりましてご報告をさせていただきます。

議員の皆様、市民の皆様におかれましては、この合併に対して、より高いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本論に入らせていただきますけれども、来年7月を予定しております中間市長選挙に対して、松下市長に質問をさせていただきます。

今回は1点だけ、来年7月の中間市長選挙において、松下市長は、この6月の全員協議会の場におきまして「合併はしない」と断言されたのに続きまして、また9月議会における私の一般質問における答弁の中においても、再度断言されました。それらを踏まえまして、2期目に対するその所信をお聞きしたいと思います。

「北九州市との合併はしない」と、2度もこのようにして断言された市長に対しまして、私を初め合併を望む多くの皆様が、どれだけ希望を失い、落胆したことでしょうか。

松下市長が初めて市長選挙に臨まれたときの公約におきましては、皆様ご存じのように、「市町村合併を初め大きな問題に対しましては、市民の皆様、議会に対して十分に説明責任を果たし、民意に沿った行政を実行します」とうたっておられたはずでございます。この公約を見る限りにおきまして、聞く限りにおきまして、合併を望む市民の声が集まれば、合併を望む民意が形になってくれば、松下市長が必ずや動いてくれると、だれもがそう解釈されたはずで、現に、昨年6月議会における私の一般質問における答弁においても、「条件が満ちれば私は動く」と、そのように答弁されたわけでございます。

だから、その1点を信じて、その1点に希望を持って、今年の2月、あの寒い2月に160名を超える署名受任者の方が一軒一軒署名をとって回ったわけでございます。ある方はご夫婦で、手の両手あかぎれになりながら、夫婦2人で1,000名近くも署名をとった方もおられたわけでございます。その方たちお一人お一人のご苦労あって、4月8日に北九州市との合併協議会設立を求める本請求が、見事有効署名5,897名の署名を添えて提出することができたわけでございます。

しかし、その署名をとって回った直後の本年3月議会におきましては、松下市長は、合併に対して「民主主義における民意というのは議会である」と断言したわけでございます。何度も聞くようでございますが、では、この5,897名の署名は民意ではないのかという疑問なのでございます。結論なのでございます。何名とろうとも、署名を何名とろうとも、それは議会が多くの方が反対していれば、それは民意ではないのか、そういう疑問になるわけでございます。

ご存じのように、平成15年9月8日に、同じように北九州市との合併協議会の設立のための署名が、6,678名分の署名を添えて本請求されたわけでございます。そのときには、ご存じのように民意として取り上げられ、そして法定協議会が立ち上がって、1年にわたるその審議をやってきたわけでございます。ならば、なぜ、6,687名の署名が民意として取り上げられたのに、5,897名の署名は民意ではないとして、自らのまちの市長から一蹴されなければならないのでしょうか。これはおかしいと思います。前回より800名少なかったからですか、違うでしょう。それは市長自らの独断的な主観が入っていたからではないですか。

合併に対する考え方は、当然政治家ですから賛成でも反対でも構いません。がしかし、心にもないことを公約に上げたり、また公約違反は、政治家として絶対許すことができません。どんなへ理屈をつけようとも、公約違反は公約違反でございます。市民に対するこの裏切り行為は、看過することはできません。

ですから、先日の10月12日に、なかまハーモニーホールの大ホールにおきまして中間市民合併総決起大会なるものが開かれました。その大会の中におきまして、松下市長のリコール運動も選択肢に入れた今後の合併実現のための活動方針が話し合われました。多数決における採決の結果、松下市長のリコール、また市議会のリコールという声もございましたけれども、皆様の声は、圧倒的に来年7月を予定しております中間市長選挙におきまして合併推進派の新人候補を出していくという声が多かったわけでございます。そこで、その合併推進派の新人候補を出すというその声に応じて、それを大会決議として、その場を終わって来ました。

今度の合併推進派の市長候補は、大変な大きな重荷を背負っていきます。それも、短期で終わるかもしれません。短期で終わって、合併を実現していかななくてはならないイバラの道でございます。そのような重荷をだれにお願いすることができますでしょうか。その

ように大会決議が決まった以上、その大会を主催しました中間市と北九州市との合併を実現する会の代表を務めております私佐々木晴一は、皆様の負託に応え、今ここに、来年7月の中間市長選挙に立候補することを決意し宣言いたします。多くの市民の方の悲願であります北九州市との合併の実現のための捨て石となる決意でございます。

今回の合併は、前回の合併と全く異なるものでございます。なぜならば、前回は、ごみ袋が安い高い、制度がいい悪い、そういったメリット・デメリットを比べた合併でございました。しかし、今回の合併は、アメリカを発するところの金融危機、これは金融業界のみならず、国家運営においても地方自治体においても、大きな選択が迫られているのでございます。この金融危機は、今まで日本は、この日本にとっての太陽はアメリカだったのに違いございません。しかし、今回の金融危機を通して、この太陽は沈みました。皆既月食ならば、すぐ出てきます。日没ならば、また夜明けも来ます。しかし、今回の金融危機は、夜明けは当分期待できません。ならば、私たちもまた、その地方自治の方向性を定めるときでございます。

ですから、先の平成16年12月議会におきまして、合併賛成・反対としてこの市民が二分化し、議会においても分かれまして闘ってきましたけれども、今回は事情が全く違います。ですから、前回の賛成・反対・白紙、これは全く白紙でございます。状況が違うから、スタートラインをもう一度ゼロにリセットして考えていただきたいと思うのでございます。

ですから、私の第1の公約は、この……

○議長（井上 太一君） 佐々木議員、一般質問ですから……。

○議員（2番 佐々木晴一君） はい、申しわけございません。その合併を実現することでございます。

また、先立っての6月議会、9月議会でも問うてきましたけれども、市長の高額なこの退職金、これは市民感情から、市民感覚から、これは到底理解できません。これは絶対、これは多くの自治体もどんどんなくしているように、中間市においても、市長の高額なこの退職金はなくしていかなくてはならないと決意する次第でございます。

また、この金融危機に応じまして市民の生活を守るためにも、今計画されております、今進めております道路の新設や開発計画、これはすべて白紙に戻し、聖域のない行政改革を徹底し、行政、市民のために、このサービスをさらに向上していくためにも、組織改革、また職員の意識改革をやっていかなくてはなりません。

かつて、大島市長は、この「株式会社中間市」というスローガンを掲げてまいりましたけれども、私は「サービス業中間市役所」というスローガンを掲げて改革していきたいと思っております。

そして最後に、この不名誉な暴力団における暴力事件等、また教育現場における不祥事、いろいろ問題がございます。これらの根絶のためにも、先頭を切って、命がけで戦ってい

く決意でございます。

私は、このように改革していきたいと思っておりますが、松下市長におきましてはこの合併はしないと、そうやってこの6月における全員協議会の場、また9月議会の場で断言された松下市長でございます。当然、この単独行政を続けていかれる決意であると思われませんが、そこで、2期目に向けてのその中間市の将来構想をお聞かせください。また、2期目における抱負を交えてのその将来構想をお聞きしたいと思います。また、その将来構想を実現するために、途中で投げ出さず、3期目・4期目としてやっていく決意があるのかどうかもお答えください。

以上、私からの第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

3期目・4期目を目指して頑張れとエールをいただいております。ありがとうございました。

また、前回と同じように、北九州市との合併をする、しないとのお話でございます。私も、前回お答えいたしましたように、多くの市民の皆様の思いをしっかりと受けとめまして、北九州市長さんと合併について意見照会に参りました。市長さんともいろいろとお話をいたしました。時期尚早ということで、付議しないとの回答をいただきました。

ここに、その回答書を持っております。回答理由、「両市では、前回、合併協議会を設置して協議をし、最終的に合併しないという結論に至ってから時間が経過しておりません」、3年半たっても、まだ時間が経過しておりませんという北九州市さんの認識でございます。「現時点では、合併に向けた検討を再び始める機運が醸成されておらず、時期尚早であると考えます」と、これが北九州市からの回答でございます。

北九州市が「中間市との合併は今後一定期間考えない」との回答を出された結果をもって、それでは、私も、難問山積の中、合併問題を頭から外し、中間市の行政運営に専念させていただき、どこからも「中間市は市民と一体となって本当によいまちづくりができていく」との評価をもらえるよう頑張っていくことを全員協議会の中で議員さんの皆様方に説明をさせていただきました。

将来、合併の流れが起これば、そのときには当然市民の皆様意思を確認し、議会とも協議をしながら、政治の流れをつくれぬあなたではなく、私が的確に対応したいと、そのように考えております。

北九州市が合併を考えないと言っている中、また北九州市との合併問題に熱い思いを持っておられるほかの議員さん方も今はその時期ではないと認識されておられる中、今回佐々木議員は一人会派となっております。今、この現実を目を向けたときに、合併問題

を政治、また政策として論じる時期ではないと考えております。ここ数年の間できないことをいかにもできるようなお話は、いたずらに人心を惑わすことになり、私自身やめていただきたいと、そのように思っております。

市町村合併というのは、そのような大きな問題は、いろいろな要件が整ってこそ、初めてできるものでございます。先ほど議員さんが言われたように、6月議会におきましても、その条件が整えば私は動きますと言ったように、その時期が来たときには、先に申したように、私的的確に判断をし、私的的確に対応させていただきたいと、そのように思っております。

私も、市長に就任いたしましたして任期も残すところ半年余となっておりますが、就任時には大変厳しい財政状況でございましたが、市民、市職員、議会各位のご協力をいただき中、この20年度は基金を取り崩さなくてもよい状況にまでなっております。本当に感謝をいたしております。

この間、厳しい財政状況ではございましたが、少しでも多くの市民のニーズにお応えしなければならぬと、そのような強い思いの中で、下水道の事業費を削ることもなく、防災無線の設置、通谷公園を初め都市公園トイレの水洗化、西校区の学童保育所の設置、また乳幼児医療費の無料化を就学前まで引き上げておりますし、妊産婦健診も6回まで引き上げております。また、地域の皆様の協力できいきサロンを立ち上げていただいておりますが、その側面からの支援、来年4月には認知症対応型通所施設も社協の協力のもと開設の予定でございます。これは、将来的には各校区に一つずつでも設置をし、本当に認知症の介護の方が1日でもほっとするような時間をつくっていただきたいと、そのような思いで設置をいたしております。また、通学道路の安全確保や、ふるさと見守り隊では、多くのボランティアの方の協力をいただきまして、各市民団体の皆様が活発な活動を展開される中、他市に誇れるまちづくりができていますと、そのように確信をいたしております。

中間市の将来構想についてお尋ねでございますが、本市のまちづくりの基本方針でございます第4次総合計画を平成18年度から平成27年度までの10年間の計画として策定いたしております。この総合計画は、長期的な目標といたしましての基本構想・基本計画・実施計画の3部から構成されておまして、この実施計画による各分野における施策を推進しているところでございます。

昨今の社会経済情勢や本市の情勢に加え、市制を施行いたしましたして50年が経過する中、今後中間市が発展するためには、地域住民との信頼関係を基本といたしまして、住民と行政の協働のまちづくりを実現し、厳しい財政状況の中にあっても、合理的かつ効率的な行政運営と市民に開かれた真の地方自治を実現することが求められております。

このような状況の中で、総合計画の将来の都市像を高年齢者から子どもたちまで、すべての市民が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を図るとともに、「元気」をキーワードといたしまして、「元気な風がふくまち なかま」をスローガンに掲げ、市民一人一人が

より健康で幸せを実感できる魅力あるまち、住みやすいまちを目指すものでございます。

特に、将来的には、快適な住環境を整備するための主なインフラ整備でございます下水道整備事業を初め、道路網の整備や旧こすもす保育園跡地の周辺開発、吉田ぼた山跡地の有効活用など将来を見据えた地域振興に努めてまいりたいと、そのように思っております、これらの公共事業のインフラ整備を推進することで、地域の発展や活性化、さらには人口増加、市税増収などにつながるものと考えております。

市民生活においては、保健・医療・福祉施策の連携・充実、さらに子育て支援などの施策についても今後拡充をしてまいりたいと、そのように考えております。

また、さまざまな活動を展開されておられます環境ボランティアの支援や、ボランティア団体等の各種団体やNPOへの育成・支援を図り、協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、第4次総合計画は、私が市長に就任をいたしまして策定した計画であり、現在3年目を迎え、その実施に取り組んでいる最中でございます。中間市の将来構想、まちづくりの方針は、議会にもお諮りをし、この総合計画に示しております。今後とも、この計画をもとに、まちづくりを進めていく所存でございます。

なお、次期市長選挙の立候補についてお尋ねでございますが、現在、私は市長といたしまして市勢発展のために全力で取り組んでいる最中でございます。立候補の件につきましては、いずれしかるべき時機に私の考えを表明したいと考えておりますが、難問山積の中で、その問題解決に向け、人任せにできないとの熱い思いと責任感は何ら色あせることはございません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

再質問の中でまず問いたいことは、退職金の問題でございますけれども、せんだつても、退職金の件で9月議会、6月議会でも問うてきましたけれども、その答弁においては、これといった前向きな姿勢がございません。

こういった記事があるんですけれども、ご存じでしょうか。小泉総理がやめるときに、「私も要らないから退職金あきらめて」という、この新聞、朝日新聞、2006年7月28日の朝日新聞に出てたわけですけれども、知事や市長の退職金は多過ぎる。私も要らないから、あきらめてもらったらどうか。小泉総理は27日、公務員の人件費削減がテーマになった経済財政諮問会議で地方首長に退職金返上を求めた。国と地方は財政再建のさなかで、自らが範を示そうということのようだ。首相には、任期に応じて退職金が支払われる。小泉総理は、任期5年5カ月、歴代3位だが、金額は658万円、地方の首長に比べて大したことはないということで出ているわけですけれども、このようにして、小泉総

理の退職金でさえも658万円、それに対する、この間判明したことが、松下市長が来年7月まで任期満了した場合、1,700万円ですか、これは多過ぎるという、市民の理解を得られないと、私は問うたわけでございます。

もともと市長は、平成17年、当選されてすぐの平成17年7月27日における臨時議会におきまして所信表明をされております。それでこう言われたわけでございます。「市長選挙におきましては、この逼迫した中間市行財政を人任せにはできない、そういう強い思いの中で立候補したわけでございます。私の最重要課題といたしましては、この中間市の財政再建、これを掲げております」ということになっているわけでございます。

同じように、財政再建、行政改革ということを訴えておられる方が、隣の北九州市の北橋市長さんでございます。その北橋市長さんが、せんだって12月2日に、ご存じのように、3,859万円のこの退職金を、1期4年で3,859万円の退職金を、これを支給しないようにする、その廃止条例を来年出すということを宣言されたことは、もう新聞報道でよくご存じだと思います。

もうご存じのように、福岡県の中におきましても、久留米市も先駆けてその条例を取り入れております。また、佐賀の鳥栖市においてもそうでございます。方々全国を見れば、いろいろ自治体においても、その首長の退職金が高いという批判のもと、なくしている自治体が増えてきているわけでございます。

なぜ高いのか。これは、総理大臣も一般行政職の職員も給料掛け年数掛け、その割合でいきますから低いのですが、首長だけは、年数を掛けるところを月で掛けているから、わずか短期のこの4年の間で、多くの職員が30年、40年働くような、その退職金をもらう高額な制度になっているわけでございまして、この制度をおかしいと思いませんか、松下市長。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、少し勉強していただきたいな、そんなふうに思っております。署名活動の際にも、合併推進債出ないのに出るというふうな勘違いされておられます。出る出る、これは北九州市との合併の際の手土産にというようなことで、後で勉強不足でしたと、前回の議会の中でも言われておられます。これは大きな問題でございます。合併推進債が出ないのに、出るという勘違いされておられまして、もう少し勉強していただきたいと、そんなふうに思っておりますし、この退職金問題につきましても、前回ご忠告を申し上げております。

ここに前回の文章がございます。公職選挙法第199条の2第3項により、だれであっても、公職の候補者等に対しまして寄附を勧誘したり要求したりすることは禁止されているということでございます。これは、私の退職金をどうするのか、こうするのか、このようなご質問でございますが、これは少しこういうあたりにも抵触するのではないかなと、

そのように思っております。ちょっと私も研究させていただきたいと、そのように思っております。

それと、前回にも言いましたように、退職金を要らない、返納します等々のその公約の中で、法的にその返納等々ができないで公約違反になっている市長さんもおられますよと、そのように思っております。私も現職でございまして、寄附したり返納したりすることはできません。これは公職選挙法に違反いたしますし、北九州市長さんのお話も出ましたが、来年になってその条例を提出するということでございますが、提案するということがございますが、議会が否決したときはどうされるんですかね。その公約ほごになるわけでしょう。

私自身も、中間市単独であれば、議員の皆様方に諮って、退職金の条例改正等々提出することもできますけれども、現在、私どもは退職手当組合、市町村の多くのところが入ったところの組合に加入をいたしておりまして、私どもだけの意見では全く条例改正等々できません。そういうふうな状況の中でどうするのか、それはまた後ほど私も何かいい方法があれば考えてもいいかなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

松下市長がご指摘のように、返上は、公職選挙法199条の2によって、これは禁止されております。ですから、北橋市長も、廃止という条例案をつけるということでございます。

そして、中間市は、単独であれば、単独で退職金を支給していれば、それだけですんなりと事は進むわけですが、今市長が言われましたように、中間市は福岡縣市町村退職手当組合のほうに加入しておりますので、それが障壁となっているわけでございます。しかし、市長、そこら辺は研究不足、勉強不足じゃないでしょうか。

愛知県の一色町でも、こちらはこの退職手当組合のほうに入っていたというわけです。その一色町では、ゼロではないんですけれども、町長の月額給与は95万円から3割カットし66万円に、また退職金は7割カットし、4年勤務後の退職金を1,900万円から570万円にする条例を昨年3月町議会で全会一致で可決しているということも書いてあるわけですが、町が毎月給料の36%相当額を組合に納付し、勤務1月につき給与の45%相当額の退職金をもらえると、36%納めて45%もらうという、すごく恵まれたその仕組みみたいですが、こっちは福岡県はどういう仕組みか調べておりませんが、したがって、町条例では退職金算定基礎の月額給与は26万円とすると定めて、7割カットを実現したと書いてあるわけです。そして、組合からも問われたときに、組合の計算式に従ったもので、もらう額は570万円を予定だから、組合に何の迷惑をかけていな

いと、不足分の支払い請求は理由がないとしてはねのけたということを書いているわけですが、そのようにして、やろうと思えばやることはできるわけです。条例で対抗することができるはずなのであります。それをやれば、事は進んでいきます。ゼロにできるかどうかは、まだ研究しなきゃいけないところでしょうけれども、そこら辺のところ、松下市長もちょっと研究不足のところがあると思われまます。

そこで、もう時間もないですので、先ほどの2期目に対する所信表明の中で、意外と項目がなかった内容として、教育や、この倫理問題について、どう考えていらっしゃるのかなということでお伺いさせていただきます。

先の大島元市長におかれましては、この政治倫理条例というのを提案して、それを審議していたわけでございます。しかし、継続審議、継続審議のまま廃案に、この前回、この昨年の選挙で廃案になっているわけでございます。

その改正のポイントとしましては、その政治倫理条例の答申としまして、当時の委員長は今井さんという政治倫理審査会の委員長でございましたけれども、この方が言われるには、一番こう書いているわけでございます。請負辞退について、これを変えたくて、大島元市長は政治倫理条例の改正案を提出したわけでございます。本人はもとより、その配偶者及び親族と市が請負契約、委託契約並びに物品納入契約を締結するに当たっては、市民の不信を招くものと思われまますということですね。この条例の中においては、議員との親族関係にある者が市と請負契約はしてはならないと、そういうことを書いているわけでございます。

しかし、これは実ることができませんで、この新しい今の政治倫理審査会の会長さんは、先日も教育委員になられた中尾寿子会長でございますけれども、こういうことが今審議、提案も何もされておられません。

こういうことを審議するその政治倫理審査会の会長さんが、このたび、先ほども、5日の12月議会初日において、教育委員も兼ねていらっしゃる。私は、そういう「縁故」という言葉を使ったことを本当にこの場をおかりましておわびするとともに、その議事録から省いていただくことをお願いするものでありますけれども、しかし、正しい表現が見つかりました。「親族」という言葉でございます。この親族という言葉、これをもって、そういう方を教育委員にしてもいいんでしょうか。議会は同意を与えました。しかし、任命するのは市長でございます。任命する市長も市長なら、受けるほうも受けるほうでございます。そういったモラルというものがなくして、どうして2期目に挑戦できますか。

そういった教育におけるその情熱はどんな感じで——まだです。その中尾寿子委員が、この就任表明のときに「私は教育のことは全くわかりませんが」ということを言ったわけです。この教育、この教育委員というのは、この教育のその条例の中にありますけれども、その見識にすぐれ、また教育に——こう書いてあるわけです。「人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命す

る」と書いているわけでございます。その教育に対するその情熱が感じられないのです。本当に情熱があるならば、本当に教育にたけた人材、まだ中間市にはいらっしゃるんじゃないでしょうか。そういう人を探そうという努力されましたか。そういったこと、教育に対する情熱、そこら辺をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

何から答えていいか、いろいろございましたので……。まず、先ほどの教育委員さん、「何もわかりませんが」と、これは日本人のいいところでございます、そういうふうな謙遜でございます。PTAの役員等々もされておられる中で、それなりの識見は持っておられる方でございます。それと、法の中で、PTA、子どもさんがいる方を選任しなさいという中でございます。

また、政治倫理から始まって、親族云々の話でございます。政治倫理関係は、私が、議員、あなた方のほうに投げかけている分で、あなた方の責任でございます。

それともう一つは、これは親子でも個々人の人格というのは認められているわけございまして、ましてや、こういうふうな職場といいますか、その公の職につく、これは、あちらがこれをして、兄弟がこういうことをしてあるからどうのこうの、親がこうやからどうのこうのと、そういうふうなことは一切ございませぬ。個々の人格というのを私どもは適切に判断し、最適な方だということで今回選任させていただいて、それも議会の承認をいただいたところでございます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛です。質問通告に基づきまして一般質問を行います。

年収200万円未満の労働者がついに1,000万人を超え、働く貧困層が急速に広がっています。自民、公明、民主、社民などの各党が推し進めた1999年の労働者派遣法、また2003年の労働基準法の改悪で派遣労働の自由化と契約社員を大きく広げ、非正規雇用や不安定雇用の拡大がこのような状況をつくり出したことは明らかです。

また、アメリカ発の金融危機が日本経済にも大きく波及し、輸出産業を中心に、特に自動車産業のトヨタ、日産などの契約社員の雇いどめ、派遣社員の雇いどめが広がっていること、大企業による下請単価の切り下げや仕事の発注中止などで倒産に追い込まれる中小企業が激増するなど深刻な状態になって、大きな社会問題となっています。

一方、こうした中であって、残留農薬基準の5倍以上のメタミドホスや自然界では最強の発がん性を持つと言われるアフラトキシンB1などに汚染されていた米が、40都道府

県の学校給食や幼稚園給食、さらには病院給食や介護施設の給食など、そしてスーパーなどに流通していたことが明らかになり、全国民に大きなショックを与えたことは十分ご承知のことと思います。

利潤追求のために、同じ国民の命や健康にかかわることにも「意に介さない」という民間企業の非人間性を浮き彫りにしたものであります。国民の「食」への不安、そしてそれを許した国への不信が一層強まった今日、中間市では、将来を担う子どもたちの学校給食を来年4月より「民間への委託」を始めるということであります。

こうした中で、このことに関しての教育長並びに執行責任者である市長に伺うものであります。

第1に、学校給食ということについて、教育者の立場からの見解を教育長にお伺いします。

2番目に、住民の暮らし、そして健康に責任を持つ地方自治体が、何ゆえに格差の拡大を助長するようなこうした民営化を行うのか、市長にお伺いをして、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私のほうから先にご答弁させていただきます。

学校給食の民営化についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、平成17年11月に「中間市行政改革大綱」を策定いたしまして、その実施計画といたしまして平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間とする「中間市行財政集中改革プラン」を作成いたしました。このプランは、106項目の事務事業について見直しを図ることといたしておりますが、その項目の一つに、小学校1校の給食調理業務について民間委託の検討を進める取り組みを掲げております。

このことから、教育委員会において、平成19年6月に民間の有識者を含め小学校給食検討委員会を設置いたしまして、8月までの間、8回にわたり審議がなされております。

その結果、「本検討委員会は、中間市行政改革大綱の趣旨を踏まえた調理業務等の民間委託について、大多数の委員より、中間市と委託業者との連携を密にするなど、安全面や衛生面等に十分配慮することで、平成20年度から推進されるように。また、実施に当たっては、モデル校を設定し、評価委員会等の評価を得るように」との答申がなされております。

このことから、教育委員会と協議をいたしまして、この答申を尊重し、モデル校を底井野小学校といたしまして、平成20年9月に実施する予定といたしておりました。その後、業者選定委員会の審議期間や保護者説明会等の日程調整などもございまして、拙速に行うことなく、安全面を十分に配慮し、実施を平成21年4月に変更したものでございます。

民営化をなぜ行うのかというご質問でございますが、「中間市行政改革大綱」において、行政運営の理念を「行政管理型」から「行政経営型」へ転換することといたしております。これを具現化する一つの手法といたしまして、「民間にできるものは民間に」という考えのもと、給食調理業務の民間委託を検討いたしました。

小学校給食検討委員会での議論の結果、民間委託を進めるという答申がなされましたこと、給食調理員については退職者不補充という方針であること、経費についても、底井野小学校の調理員人件費と民間委託費との比較において相応の削減効果が見込まれること、以上の理由によりまして、民間委託を行うものでございます。

なお、底井野小学校をモデル事業として実施することといたしておりますが、このモデル事業とは、新たな仕組みや業務形態を導入する場合には、その仕組み等を検証するものでございます。給食調理業務の民間委託は、新たな業務形態の導入でございまして、検討委員会において、「モデル校」を設置し、評価をするようにとの答申もなされております。

今後、給食調理業務の民間委託に伴い、評価委員会を設置し、安全性や行政効果等を十分に検証し、学校給食調理等の方向性について一定の整理を行いたいと、そのように考えております。

学校給食について教育者の立場からの見解に関しましてご質問につきましては、教育長のほうから回答させます。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

学校給食について「教育者」としての見解をお伺いしたいというご質問にお答えいたします。

「昭和27年度の学校給食実施方針」の中で、「学校給食は、教育計画の一環として実施するもので、特に合理的な生活学習を実践する場とすることに努め、あわせて家庭及び地域社会に対する食生活の改善に資する」ものであることが明確にされ、昭和29年5月に「学校給食法」が制定されております。

学校給食は、学校給食法第1条で、その目的として、学校給食が児童及び心身の発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関して必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に努めることを目的とし、第2条で目標を掲げ、学校給食については、教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を養うこと。
- 2、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 3、食生活の合理化、栄養改善及び健康増進を図ること。
- 4、食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと、となっております。

学校給食については、この法律の目的、目標の実現のために、学校、教育委員会ともども、今後とも努力してまいりたいと考えております。

今日、国民の食生活は、一般的には豊かになっていますが、子どもたちの食生活の現状を考えますと、児童生徒の体位は向上したが、栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足等による肥満、貧血、疲れ、集中力の欠如等の問題も生じております。さらに、社会の変化に伴い家庭のあり方が変容し、一人で食べたり子どもだけで食事をする習慣や朝食抜きで登校する児童生徒など、基本的な生活習慣ともかかわる食生活上の問題も生じています。

学校給食は、このような食事環境の中に置かれる児童生徒に対し、生涯を通じて健康な食生活の理解を深めさせていくこと、幅広く健康について考えていく姿勢を培っていくこと、また食事のマナー、心の触れ合い、奉仕や協同・協調の精神、栄養に関することなどを学ぶなど、重要な意義・役割を持つものと考えています。

このたび、民間委託ということで、来年4月に、学校給食調理等の民間委託をモデル事業として底井野小学校で実施することにしております。委託する範囲は、調理と食器類の洗浄、室内の清掃といったものとなっております。食の安全に関する食材の購入や献立の作成といったものは、今までどおり学校長や学校栄養職員が行います。委託する業務は、現在市の給食調理員が行っている業務を民間の方がかわって行うものであります。

したがって、民間委託によって、学校給食の目的や目標を損ねるものではありません。なお、民間委託に伴う安全性の確保については、最善の努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、学校給食の重要性といいますか、子どもの成長にわたっての問題、そこで教育長なりから出されたと思うんですが、この問題については、昨年9月議会、あるいは今年の6月議会、そういうところでも市長も教育長も述べられております。つまり、この食育、学校給食というのが教育の一環として非常に重要なものだ、こういうふうにとらえられているわけですね。

この中に、いわゆる民ができるものは民にと、こういうこの考え方、いわゆる小泉首相以来のこの行革というものが、乱暴にもこの学校現場にも入ってきた。子どもの教育の中に民間の企業が踏み入れられてくる。こういうものに対しての行政の責任といいますか、また、教育者としてのこの問題のとらえ方、これは非常に問題のあるところじゃないのかなというふうに思います。

民にできること、民間の企業というものをどういうふうにとらえるのかと、ここは非常に根本的な問題だと思うんです。今、親ごさんたちが心配されるのは一体どこにあるのかといたら、そこなんです。民間は利潤を追求するところです。だから、利潤に合わな

いところには、これは利潤を追うためのさまざまな方策をとっていく。これは先ほど第1回目の質問の中で述べましたように、この企業の非人間性というものの、今日の社会の中でさまざまな形で出てきています。特に、食の問題では非常にたくさん出てきている。こういうさなかにあって、この学校給食と、子どもの口に入る、将来を担う子どもたちの口に入るところで、そういういわゆる民間企業に任せるといふことの考え方は、非常に大きな問題と考える。

確かに、今、民間で行っておられる給食というか、その食事をつくるというところが、すべてそうだということはいけません。確かに、食事をつくるところで一生懸命頑張っておられる、そういう働いておられる方はたくさんおられるわけです。そういうまた責任を持って頑張っている人もたくさんおられるわけですね。しかし、働く人と企業というのは違うということを明確にしとかなくちやいかんと思うんです。

市長は、先の質問の中でこういうことを言われているんですよ。この学校給食を民営化するに当たっては、保護者の皆さん方の十分な理解を得るのが前提だと、ところが、この前提が今この中間市では大きく崩されているんじゃないですか。この底井野小学校でモデル、試験的にやるという中で、保護者に対する説明が、検討委員会があつて、そこで決め、答申されて、その上で教育委員会なり、また市長の認可も得て実施をするということが決められて、その後親への説明会です。そこで保護者の皆さんが何を言われたかと、それは逆ではないかと、まず親たちにいろんな説明を行つて、親たちの理解を得てから進めるのが当然じゃないのかと、この指摘は本当に的を射たものだと思います。

どうしてこういう状況になったのか、ちょっと市長にお伺いしたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもは、まずは、現在少子・高齢化が進んでおります。そういう中で、私どもの中間市の行政組織体制というのは、それに見合うような、そういうふうな組織を今からつくっていく、そういうふうな流れをつくっていくかいかん。頭でっかちで、さあそのせいかんといったときに、なかなか行革が進まない。そういうことではいけません。私が今ここにおるといふその責任の中で、そういうふうな流れを今私の代でつくっておかないかんなという、そういう思いでございます。

それと、私どもも、市民の皆様方の大切な税金というものは、これは効率的に使っていないかんと、そういうその思いもでございます。

そういうことも含めまして、今回、学校給食の民営化という方向性を出したわけでございますけれども、父兄の皆様方には、ここにパンフレットがございますが、こういうのを配布させていただいて、理解賜るようお願いしているところでございます。学校教育という、その教育の一環、流れ、一つの流れの中の調理をする業務、それと後の食器洗い、

その部分を民間の方に、今うちの職員がやっているその部分を民間に委託させてくださいというお願いでございます。

そういう中で、ここに配布されておりますビラというんですが、これを持ってありますけれども、中を一文読ませていただければ、例えば、地元の農家の方のつくった新鮮な旬の野菜などを使ったおかずを初め、ご飯は地元のお米を自校炊飯するため、業者が搬入するパックに入ったご飯とは全く味が違います。また、スープ類のだしも、化学調味料などは使用せずに、かつおぶしや鳥がらなどから丁寧にとっております。

さらに云々であるわけですが、これはあたかも、委託すれば、その委託業者が食材から何もかも選定して、さっき言われましたように、その企業の利益追求という、何かそれをにおわすようなビラでございますけれども、これはもう全くそういうことはございません。学校給食の食材につきましても、それなりのところから中間市のほうが、学校のほうが購入いたしますし、そういうふうなことで、ただつくるという、その行為だけをお願いする分でございます。決して、その安全性、また企業は何か非人間的な云々というようなことでございますけれども、地元の食材を使ったり等々で、食材購入、メニューにつきましても、うちのほうの栄養士のほうがちゃんとしたメニューでやっていくわけで、ただ給食をつくる、そういうところ、食器洗いをするところ、それを民間委託すれば、随分と経済的な効果も将来出るんじゃないか、出てまいりますので、そういうふうなことで現在その方向性を出させていただいているところです。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

問題を混同しちゃいかんとですよ。私は、民間がつくったからというか、この学校給食を民営化するから、とんでもないものがつくられるというふうなことは言っていません。企業にはそうした性質を持っているよということ、だから、先ほども言ったように、働く人は一生懸命働くでしょうと、頑張ると、責任を持ってね。そういうことと企業が利潤を上げるというところは違うよということなんです。だから、例えば、もう教育委員会、教育部の人たちについては、今さまざまな給食に関しての事件が起こっているということはもうご存じだと思うんですけども、これは民間がつくったからとか、直営がつくったからとかいうことではないですよ。

私が言いたいのは、子どもたちの食事をつくるという、こういう教育活動の中に民間を導入する、つまり利潤を追求するところのその民間企業をその中に導入するということは、教育の一環として、これはその問題を大きく変えていくものじゃないのかと、教育活動の中で。

そして、今親が一番心配するところは、そこで食材は学校が買うということですから、もうその点については全然心配はしていないんですよ。問題は、今、その栄養士さんと調

調理さんが今は一体となって、食事をつくっておられるわけ。これは、先の議会のときにも教育長は答弁もされておるんだけど、いわゆる中間市は、よその市になく、非常に綿密なもとの、そのアレルギー対策を行っているということですよね。これは長年にわたる栄養士さんと調理員さんの緊密な連絡のもとに、連携のもとにつくられてきておるんです。それを今後は民営化することによって、直接栄養士さんがかかわる、その調理員さんたちに指示・命令を出すことはできないよと、そこの代表者に紙上で伝えると、問題点があれば、ということなんです。

今、私は、この民営化されている自治体のところに視察を行いました。そういう中で何がやられておるのか。栄養士さんは直営ですね。県職なり市の職員です。民間の方々は何か。パートさんです。パートさんというのは結構入れ替えが多いわけですよ。しかも、非常にこの食事をつくるというのは、家庭の中で二、三人の食事をつくるっていうんじゃないんです。何百食をつくるわけでしょう。非常にその作業場の中での仕事というのはハードです。しかも、短い時間でやらなきゃいかん。このことは、もう前回も各議員が指摘したところなんですけれども、もうその辺のところはすっかり抜けて、結局、安全にします、努力します、そういう努力規定で、親ごさんたちは、子どもたちの口に入る食事、本当に安全になるのかと、そこに不安を持っているわけですよ。いわゆるこれまでどおりのような緊密な連携のもとに行われたいというところに不安を感じている。

先ほど私、民営化視察に行ったと言ったけれども、そこでは何をやられているか。パートさんも栄養士さんも、全然その法のもとに行われているということじゃないんです。まさに、お互いが一緒に職場の中でやられている。例えば、中間市でいえば、直営方式ですとやられてきたことが、民間でやろうとその直営でやろうと、もうごっちゃになっているんです。一体となってやられているんですよ。だから、こういうところに今回の職業安定法か、こういうものなんか厳密に適用されると、こういう緊密な連携というのは一切なくなっていくんです。そこに今親たちが一番不安を感じているわけです。

だから、私は、なぜこういう学校給食というものが民営化されなきゃいけないのかと、今、市長は行政改革大綱に基づいてやっているということをおっしゃいました。そこに見えるのは、いわゆる経済効率化、財政効率化というものは最大限にその市長の頭の中にあるわけですよ。学校給食法、先ほども教育長がおっしゃいましたが、教育の一環だということが頭からすっぱり抜けている。口では言ってる。

あの前回の市長の答弁は本当にいいことを言っていますよ。こういうふうに言っています。「学校給食は、当初の児童の栄養補給という概念から栄養バランスを考えた給食の質的向上を図るとともに、食を通して、子どもたちに社会性を身につけること、礼儀や作法の習得など学校教育の一環として位置づけられておる」と、また次には食育教育基本法についてこう言っています。「この法律において、学校、保育所等における食育の推進を掲げ、食育にふさわしい教職員の設置や子どもの食に関する理解の促進、また過度の」――

これは痩身ていうんですかね——「細くなったり、また肥満の心身の及ぼす影響等によって、知識の啓発と必要な施策を講じるものとして。以上のように、学校給食を取り巻く状況は、学校教育の面からも、また食育という観点からも、ますますその役割は増してくるものと考えております」と、学校給食について、このように答弁されておるんです。

そこを、経済効率化というものをに入れて民営化をしようというわけです。私は、例えば一般的に考えて、現在行われているものを別なものに変えるということは、少なくとも現在よりよいもの、よりよい方向になっていく、そういうものとして変えていくんだと思っています。ところが、こういう視点で今回の学校給食の民営化を見てみると、子どもたちへの教育という点から、現在より向上していくというふうには見られません。ただ、調理の面と、それともう一つ、洗浄ですか、この面を委託するだけですと、だから心配ありませんと、こう言うんですけど、結局、この変えたことによって教育上何らの改善が見られない。それどころか、今までは調理員さんが子どもたちと一緒にあって、このどういうものがどういうふうにつくられていっているか、あなたたちの口に入るものはこういうふうになっているよと、つくられているよという、そういう交流さえも、ここではなくなってくる。そういう点は、やっぱり教育の一環として考えていく場合に非常に大きな問題だろうと思うんです。

私は、市長が言う財政効率化というものについては、全くその頭から否定するものじゃないんです。少なくとも行財政の効率的な運営という点では、当然追求をしていかなきゃならんと私は思っています。しかし、学校というところでは別だと、教育というところでは別だということ、そこでは財政効率化だけでは、はかれないものがあるんじゃないかということなんです。

ましてや、最初に述べましたように、どんどんこの格差社会が拡大をして、非常に大変な状況になっている。今日のニュースを見て、だれも心を痛めない人はいないと思うんです。この寒空の中に職を追われて、追われると同時に寮からも追い出されて、行くあてもない、こういうニュースを見て、これはもうまともな社会じゃないなということはだれも思っていると思うんです。しかし、今市がやろうとしているこのパート化は、直接的にはそういう人たちをつくっていくわけじゃないんですけれども、しかし、格差を拡大していく、こういうものを助長していく、こういうものになっているということを私は市長の頭の中に入っとなかないけんと思うんです。

私は、この中間市、大きな産業もない、企業もない、そういう中であって、この中間市というのは、この地域の中核になって、その地域の経済の底支えといいますか、この場に立たなきゃいけないと思うんです。それを行財政ということで見られるのは何かと、職員の採用をどんどん少なくして、職員をどんどん少なくしていくという、いわゆる仕事があるにもかかわらず、そこでどんどんこの人員を削減していく、あるいはパート化という形で、どんどんその職場、市の職員が勤めていたところをどんどん民間に渡していく、こう

ということが本当にその地域の中での中核になっていく、そういう存在なのかと、行政というのは、地域の人を支えていく、そういう場でもなきやいかんと思うんです。

先ほども何回も言ったけれども、その行財政の効率化、これは当然追求していかなきやいかんと言いましたけれども、追求するところが違うのじゃないかと、こういうことを言いたいわけですが、今この学校給食の民営化という点について、やっぱり市長に対して、もう一度やっぱり真剣にその点を考えていただきたい。

まして、先ほども言ったこの親の保護者の理解、こういうものを十分得ておられるかという点については、先ほどこの学校給食の考えてほしいという請願が議会に出された。8,000名を超えた親ごさんたちが出されたということの重さというのは十分考えてほしいと思うんです。この点についての、この8,000名を超える親ごさんたちの署名というものについての市長の考えを伺いたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど出されたビラをお見せいたしました、これによりますと、本当に市がパック入りの冷めたパック入り、パック……

○議員（5番 宮下 寛君）

私はそんなことは言っていない。ビラはビラ。

○市長（松下 俊男君）

いやいや、だから、8,000人という、その重さというその話から、この話をしているわけでごさいます、そういうふうな、まさにその何か冷たいご飯を出したり、その安全性が確保されておらんような食材を使うような、何かそういうふうな、これによってその署名活動されたような私は気がしてなりません。はっきり言いますね。

そういう中で、この8,000名の重さというのは、十分その認識はいたしておりますけれども、言いましたように、食の安全につきましては十分検証しながらやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

学校で3回ほど説明会をやっています。そこに参加された方は、この食材は学校がそろえるよということも聞いているわけです。別にパック入りがどうのこうのということについては何も疑っていないんですよ。ただ、そのビラはビラです。共産党が出しとるわけじゃ何でもないんですから、しかし、少なくとも親は、この先ほど私も言いましたように、栄養士の職員さんと調理員さんとが本当に密な連携ができていくかと、できていかないじゃないかと、そういうところに不安を持っているということ、だから、それともう一つ、

先にその保護者の十分な理解を得てからと、これを行うべきだと、こういうことを市長は言っているんですよ。今、まだ十分検討していくと、こういう段階ですから、検討されていただきたいと思うんですね。

これだということになって、そして保護者にその説明を十分されて、そして保護者の理解を得てからこういうことをされてはいかがかと、だから、この4月からの実施ということについて再度考えていく必要があるんじゃないのかと、この点について市長はどう思いますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

大体本年の9月ぐらいに実施しようかなというふうな流れでございましたけれども、そういうふうな安全性の検証ということ、私自身ははっきり判断できない部分があったものですから、そういうあたりの確認をした中で、来年4月ということに、半年、1年あたりは十分私自身も検討する時間はあったと、そんなふうに考えております。4月実施はさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

あと時間少ないですが、このままでいくと、当然請負、こういう問題が出てきます。それで大きな問題となってきたときに、だれが、どのように責任をとるのか、これを最後に伺いたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど設置者というそのお話がございました。私が学校の設置者でございまして、そういうあたりの責任は私がとらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問いたします。

初めに、国民健康保険の問題について伺います。

自分のことは自分で行えという自己責任と、サービスを受けるのなら、その代価は自分で払えという受益者負担、双方求める構造改革の中で、国民健康保険制度は個人の支払い能力を超えた高過ぎる保険税を払えない人や保険のない人が多数生まれ、国民皆保険の理

念は崩壊寸前です。

全国の2007年度の国民健康保険の滞納世帯数は474万6,032世帯で、国保世帯数の18.77%を占め、そのうち資格証明書は34万285件、短期保険証は115万6,381件に上っています。

国民健康保険は、保険税を1年以上滞納している世帯から保険証を取り上げ、かわりに資格証明書を発行します。資格証明書では、保険がきかず、病院の窓口でかかった医療費を全額支払わなければならないため、受診の抑制や治療の中断などで、手遅れによる多数の死亡者が出ております。

全日本民主医療機関連合会の調査で、2007年の1年間に、国民健康保険証を取り上げられ、医者にかかれずに手遅れで死亡した人が少なくとも31人いることがわかりました。31件の死亡例のうち、保険に加入していない人が15件、資格証明書の人が5件、短期保険証の人は7件です。また、保険証はあるが、経済的理由で受診できなかった人が4件ありました。いずれも受診を控えたために手遅れとなり、死亡に至った事例です。

また、全国保険医団体連合会が、今年2月18日に発表した2006年度の国保の資格証受診率調査によりますと、1年間に病院などで受診している回数は、正規の保険証を持っている人が平均年7.5回以上に対し、資格証明書の人は0.15回でした。このように、資格証明書の人は、正規の人に比べ50分の1しか医療機関にかかっておりません。

1997年に、自民、公明、民主、社民の各党の賛成によって国民健康保険法が改悪され、国保証の取り上げ、資格証明書の交付が市区町村に義務づけられてから大幅に増えております。

しかし、災害や病気、失業など特別な事情がある人は対象外で、自治体の裁量で特別な事情の範囲を広げることも可能です。このため、機械的に資格証明書を発行する自治体がある一方で、住民の運動などで発行をやめる自治体が広がっております。厚生労働省が発表しました資格証明書の発行に関する調査によると、資格証明書を発行していない自治体は全体の30%を占めています。その内訳は、市が104、町が311、村が135、広域連合が1となっています。沖縄、京都、長野の府県では、6割以上の市町村で資格証明書の発行数はゼロです。

高過ぎる保険料、取り上げられる保険証、そして手遅れ死亡事件の発生など、これらは国民すべてが安心して医療を受けられるようにしようという国民健康保険の目的とは逆行するものです。

中間市では、今年6月1日現在、滞納世帯数は2,258件で、短期保険証623件、資格証明書127件となっています。市民の命と健康を奪う国保証の取り上げ、資格証明書の発行はやめるべきではありませんか、市長の所見をお伺いいたします。

次に、暴力追放問題について質問いたします。

福岡県内では、暴力団の抗争事件や暴力団組員による発砲事件が多発しています。また、

11月には大量の覚せい剤の密輸入事件もあり、暴力団組織に覚せい剤を密売しようとした疑いで警察の捜査が進められております。県内の発砲事件は、5年連続全国一多いペースで起こっており、特に建設関係の企業や業者が狙われるケースが目立っております。

中間市内でも、今年9月に暴力団幹部の射殺事件があり、11月には中鶴一丁目にある工藤会系・極政組事務所内で、組を脱退しようとした組員を監禁・暴行する事件が発生し、組員13人が逮捕されております。市民は、相次ぐ暴力団組員による暴力事件、身近で起きた射殺事件に衝撃を受けています。

11月17日に開かれました第5回中間市暴力追放市民集会では、「すべての暴力を追放することはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、暴力のない生活環境を築かなければならない」とする「暴力の絶対排除に関する決議」を採択し、住みよい中間市にするために今こそ立ち上がる時と、暴力追放を誓い合いました。

市長は、青少年健全育成と安心・安全なまちづくり、また暴力団の資金源となっている「覚せい剤など麻薬の売買」「振り込め詐欺」「公共工事への介入」などを市内から根絶するために、暴力団事務所を撤去すべきではありませんか。

市長の所見をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国民健康保険税滞納者への資格証明書の発行についてお答えをいたします。

資格証明書の交付につきましては、特別の事情がないにもかかわらず1年以上保険税を滞納している方に対しまして、納税相談の機会を確保するために行っているところでございます。

本市におきましては、資格証明書を交付するに当たりましては、事前に電話による督促や戸別訪問等によりまして滞納者との接触を行い、国民健康保険税を納税していただくようお願いをいたしております。

こうしたことによっても、なお納税相談に一向に応じようとしない方に対しましては、国民健康保険法第9条第3項及び第4項の規定に基づきまして、資格証明書の交付を行っているところでございます。

また、本年11月6日現在での資格証明書交付状況を申し上げますと、186世帯269名でございます。現在、社会問題として取り上げられております子どものいる世帯への資格証明書の交付状況は、16世帯、中学生以下の子どもは18名となっており、その内訳といたしましては、乳幼児のいる世帯にあつては4世帯5名、小学生のいる世帯にあつては8世帯の9名、中学生のいる世帯にあつては4世帯4名となっております。

こうした資格証明書の交付を受けている方の中には、緊急な治療を要する方もおられますし、あるいは子どもが医療を受ける必要が生じる場合もありますことから、このような

場合においては、世帯主の申し出によって被保険者証の交付を行い、特例的な取り扱いをいたしているところでございます。

議員もご承知のとおり、国民健康保険の医療給付費の支払いは、国・県等の補助金及び国民健康保険被保険者の国民健康保険税で賄われております。このようなことから、正当な理由がなく国民健康保険税を滞納されることは、国保財政を圧迫するとともに、善良な納税者との間の負担の公平性が失われることとなります。

このようなことを踏まえ、今後においても、資格証明書の交付はやむを得ないものと考えております。

次に、暴力追放問題につきましてお答えをいたします。

参加者350名を超える安全と平穏な社会生活を願う中間市民と折尾警察署署長の中間市への強い配慮で実現いたしました福岡県警察音楽隊のパレード参加で、市民への暴力追放アピールに一層勢いがついた今回の中間市暴力追放市民集会の中での「暴力の絶対排除に関する決議」を改めて読んでみますと、

私たち中間市民にとって、日常生活が平穏で安心であることは、共通の願いであります。明るい市民生活に脅威を与える暴力行為及び暴力的要求行為は、組織、個人を問わず、平和社会において決して容認できるものではありません。今年9月、本市におきましては、暴力団幹部の射殺事件が発生し、中間市民にとっては、平穏な社会生活を脅かす、真に遺憾に堪えないところがございます。私たちは、すべての暴力を追放をすることはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、真に暴力のない平和で明るい生活環境を築かなければなりません。今こそ、ここに集結した関係各機関、諸団体の緊密なる連携と市民一人ひとりの協力のもと、勇気と熱意をもって、暴力否定の体制を樹立するとともに、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」という暴力追放三ない運動を実践し、「安全で安心して暮らせる活力ある中間市」の実現に向けて邁進いたします。

とうたっておりますが、このことは、暴力排除に対する私の強い意思表示でもございます。

振り返ってみますと、中間市は、昭和40年に「暴力追放都市宣言」を行い、暴力を追放して市民の人権と平和な文化を守り、明るいまちづくりを目指していく方針を明確にしてまいりました。市民が平和で安全な生活を送れることを願いまして、すべての暴力を排除しようと誓い合った希望にあふれた宣言となっております。

ところが、市民の願いもむなしく、組織暴力団が進出し、市内に暴力団の組事務所が設置されました。

そして、平成15年12月の本会議において採択されました請願第5号「暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願」に基づいて、私を会長としました中間市暴力追放推進協議会を設置し、第1回目の中間市暴力追放市民集会が平成16年11月に折尾警察署を初め多くの市民の参加の中で開催され、今回第5回目の市民集会を迎えることと

なりました。この脈々と続いております市民集会において、来年はもっと多くの市民に参加をしていただきまして、暴力団排除の重要性を訴えるなど市民への啓発をさらに深めてまいりたいと、そのように考えております。

しかし一方では、本市において、先に述べましたように、元暴力団幹部の射殺事件が発生しておりまして、警察の強力な取り締まりにもかかわらず、ほかにも数々の暴力団関係の事件が起きていることは、市民に対して不安を与え、平穏な社会生活を脅かしていることになり、まことに憂慮にたえないものでございます。

ご質問の中の暴力団組事務所の撤去につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる暴対法が、暴力団員の行う暴力的行為等の規制や対立抗争による市民生活の安全と平穏の確保を目的に制定されております。その中では、暴力団組事務所そのものが違法ではなく、取り締まりの対象になっていないだけに、大変苦慮しているところでございます。また、他市の暴力団組事務所が撤去となった例は、その家屋の賃貸借契約違反にかかわるもので撤去できたと、そのように聞いております。

それにいたしましても、暴力団組事務所の撤去等に向けては、警察当局及び地元関係者等と連携を密にしながら、情報を早く察知いたしまして、市民の皆様が安心・安全な生活が送れるようあらゆる面の努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

ところで、今回は、暴力追放市民集会を開催するに当たりまして、事前に行った暴力追放推進協議会の幹事会に、中間市防犯協会、中間市民生委員児童委員協議会、中間ライオンズクラブ等々、市内33団体の委員の皆様が多く出席をしていただいております。その幹事会で、いろいろな熱心で積極的な意見を拝聴しましたとき、市民の皆様の暴力追放に対する前向きな熱意を実感でき、この幹事会をさらに組織強化し、これを中心といたしまして、この市民の盛り上がりを全市的な暴力追放運動まで進めてもらいたいと願っているところであります。

今後とも、市民の皆様の暴力追放意識の高揚を図るとともに、中間市からあらゆる暴力とその要因をなくし、安全で住みよいまちにするため、福岡県折尾警察署や福岡県暴力追放運動推進センターなどの関係機関と強い連携のもと、市民と行政がしっかりとタッグを組みまして、議会の議員の皆様と歩調を合わせ、粘り強く暴力追放運動を展開していく所存でございます。そして、その成果が、私の政策の基本理念でございます「元気な風がふくまち なかま」の実現につながっていくものと、そのように確信をいたしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国民健康保険について再質問いたします。

広島市では、昨年まで8,000世帯以上に資格証明書を交付していましたが、手遅れ

による死亡事例が相次いで発生したため、悪質な滞納者だけに限定するとして、面談を通じて生活状況や病気などの事情を正確につかむ作業を進め、今年5月末で資格証明書の発行数がゼロになっております。

先ほど中間市でもるるご相談していったと言っておりますけれども、186世帯資格証明書を出しておるようですけれども、福岡県内でも、今年の9月15日現在、八女市や、近隣の芦屋町、小竹町など19市町村が資格証明書を発行しておりません。

国民健康保険法は、その第1条で「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的にする」と定めており、資格証明書を発行すべきでないと考えますが、市長の見解をもう一度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどもお答えいたしましたように、この国民健康保険、これは被保険者の方の保険税で賄われております。それに、国・県等々の補助金がございますけれども、基本的にはそれに加入しておられる方の組織で運営するものでございます。

その中で、資格証明書の発行をやめろというふうなことでございますけれども、私どもは、1年間滞納された方に対しまして、そういうふうな相談に来てください、どういうそのあれですかというふうなことでお尋ねし、そこまでやっている中での資格証明書の発行でございます。ご理解いただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

先ほど言いましたように、広島市で8,000世帯あったのが、市職員の努力でゼロにしたという事例もありますので、努力をしていただきたいと思います。今、毎日のように、無保険の子どもたちがいるということで、これを何とか救ってあげないという状況が全国で、政府もそういう方向ではいっておりますけれども、先ほどの報告の中で、中間市でも、子どものいる世帯で保険証のない世帯が16世帯、中学生以下は18名いるということですが、保険証のない世帯の子どもたちがどのような状態に置かれているかということが、ここが一番の問題ではないかと思えます。

そういう事例を二、三述べさせていただきますが、お隣の直方診療所での事例です。今年5月、1歳児を連れた母親が、子どもがせきが出るなどの症状を訴えて診療所に来たが、資格証明書を出したので、窓口で10割払うことを説明すると「お金がない」と言う、「子どもが急変したらどうする」、こう言うと無言になった。その場では急いで診察し、診療所では支払いを受けずに帰らせた。その後、市役所に相談に行くように勧め、短期保険証を発行されていますが、この方は以前にも同じことがあり、本当に繰り返しをしてお

り、根本的な解決にはなっておりません。ここには、やっぱり子どもさんが常に犠牲になっている、こういう状況ではないかと思えます。

特に、子どもさんの熱は、もう私どもも、皆さん経験あると思いますが、夜中、朝方に熱を出す、こういうことが、事例が多いと思いますが、こういうことに対して、保険証はやはり出してあげないといけないというふうには思いませんか。市長、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

子どもさんがおって、それなりのその生活環境ということでございますが、まずその親の責任というのはどうなるんでございますかね。そういうふうなその子どもさんを持って、その保険料が払えない。役所は、その相談に行ったり、来てくれという、その中でそれに対応されないで、そういうふうな事例を言われても、その間のそのやりとりがどんなふうなのかということをおもはわかりません。

それと、さっき言いましたように、国が今度法の改正をやるかという、その流れがあるということでございます。これは全国的にその国民健康保険という制度があるわけでございます。その制度の中で、各自治体でばらばら、まさに先ほど言われましたようなその格差があるわけで、これはやはり国によってある一定のその方向性というは出していたかんと、これは国、日本国全体の一つの制度でございます。そういうそのばらつきがあってはいけない。これは当然その国がそういうふうな制度改正をやるべきだと、そんなふうにおもっております。

それと、ここにも載って、新聞にも載っております。国民健康保険法は、保険給付は世帯単位で判断すると定めており、子どもに交付したいが、法的に特別扱いできず苦慮していると、これはどこかの市の声ということでございます。そういうふうな、法にも少し抵触するのではないかなと、そういうふうな思いがあります。国の早急な制度改正というのを私自身も望んでいるところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ここに、札幌の市長は、世帯主の納付状況と子どもが平等に必要な医療を受けられることとは別問題だと、こういう理解をしております。子どもさんのいるところには資格証明書を出さないということで進めております。

そういうことで、市長も国の法を盾にとっておりますけれども、乳幼児医療費を見ましても、もう国がなかなかと、中学生まで本来は無料にしてほしいのですが、進めないの、各地方から、中間市も6歳、就学前までということで、本当に手厚い子育て支援として進めております。そういうふうな、やっぱり国がしないけれども、各自治体が見るに余って、

やっぱりこういうことは手厚い手だてをやっておりますので、もうぜひそこら辺はやっぱりどんどん地方のほうから改善をとということで、国に上げていくためにも実施を進めていただきたいと思います。

こういう中で、もう市長もご存じのように、福岡市や北九州市は、国保証のない中学生以下の人たちには短期保険証を出すと、こういうことで、もう新聞紙上でもご存じのとおりですから、もう国はまだそこまで法をつくっていませんけれど、単独でやっておりますが、市長はどう思いますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この資格証明書だけの話ではなく、そういうふうな本当に困ってある家庭でございましたら、ほかにもそのいろんな制度がございますので、生活保護しかり、本当に困ってあるんなら、そういうほかの制度等も利用しながら対応させていただきたいなど、本当に今大変な時期に、国保税を本当に一生懸命払っておられる方はあるわけでございます、本当にそういうふうな公平性の問題等々も考慮しますと、私自身は、その安易に、そんならその子どもの命を粗末にするんかという、その話になるんですが、決してそういうことではございません。私どもは、言うように、1年かけて、それ以上かけて、そういうふうな家庭に対してアプローチして、それに対して何も応えていただけない、そういうふうなところ、それとまたいろんな生活相談等々を受ければ、また違う方向で私どもは指導しているわけでございます、そういう中で、それは子どもの命を本当に粗末にするんかという、その話をすれば、そういう質問されれば、私だって窮しますよ。

それは、そのもうやりますよっていう、そのお答えはしたいけれども（「そうですね。ぜひやってください」の声あり）今言うそのもろもろのそういうふうな状況はあるし、そういう家庭に対しましてはいろんな対応をさせていただきますと、当然その中間市のほうにどんどん相談しに来てください。それに対しまして、私どもは親切に対応させていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

本当ですよ。もう市も一生懸命何とかしたいということで市の職員さんは努力しているということも、私もしっかり知っております。しかし、今は、教育の部門でも本当悩みの種になっておりますが、もうお母さん方がどんな子育てしているんだろうか、そういうことで本当に苦慮するところです。

しかし、市長が言われるみたいに、一緒くたに考えないで、やっぱり先ほども申しましたように、親の責任で子どもが受けられない、こういう事態はやっぱり直していこうとい

うことで、各地で、先ほど言いましたように、保険のない子どもさんの世帯にはせめて短期証でもということで進めておりますが、もう一度その点を確認いたします。ぜひ短期証でも出すということでご答弁いただきたいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、市のほうに相談に来てください。それで対応します。

これは、今、国がいろんな制度改革しております。そういう中で、その個人の負担が増えた。だから、その増えた分を市で見れという、そんな話が当然来て、それに対応せん私がぼろくそに言われるわけでございますけれども、それは国がその制度改革した中でございます。今、私どもは、ほかの市に負けないように一生懸命やるのはやっております。やっておりますけれども、国が大もとで、そういうふうな法など改正してどんとやってくる。私どもは大変困っておる部分はあるんですけれども、まさにこういうふうな、全国的にこういう事例、問題があるのであれば、国がもうしっかり対応していただきたいなど、それを私ども、よそがやとるけん、それはその子どもさんの命という、重さというのは十分認識しております。

だから、何かあったらもう中間市に相談してくださいと、私ども1年以上かけて、そういうあたりに対応しているわけございまして、その間、何ら私どもに返ってくるものがない中で、さあ困ったけん、市は何しよるんかということじゃなくて、やっぱ親ごさんの責任、またそのちゃんと払っている方のそういうふうな思いもあわせまして、何かあれば、この1年半かけて私どもが指導しておる中で、何らかのアクションを起こしていただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

いろいろ何か子どもさんのことをやっぱり何とかしてあげないけないなど言いながら、親が払わないから、結局は子どもさんのことはやっぱ仕方がないんじゃないかというふうに、そういうふうに聞こえておりますけれども、実際そう……

○市長（松下 俊男君）

親もしっかりしてくださいということですよ。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういうことで、先ほどその相談に来てくださいと言われておりますけれども、それだけの認識がありましたら、しっかり行くお母さん、ご家族のそういう保護者がいらっしゃると思いますけど、そういうことに欠けた保護者さんもいらっしゃるのじゃないかなと思いますし、まだまだやっぱりお金を、国保税を払っていないからということで、本当に市に

足が向かないという家族もあると思います。

先ほど聞きますと、186世帯ですかね。子どもさんのいるところは16世帯ということで、もう本当に16世帯ということは、詰めていけば、しっかり事情もわかるし、ご本人さんたちの状況もわかると思いますし、何らかの対応ができると思いますが、やはりいろんなお母さん方がおります。やはり子どもさんには責任はないわけです。

こういうことで、しっかりその子どもさんがどのようにやっぱり守られているかということちょっと述べたいんですけども、静岡市では、資格証明書の取扱要綱を改正しようとしています。もう国に先立ってそういうことをしようとしているということです。市は、その理由を、15歳未満の乳幼児、児童生徒は心身の発達途上であることから、けがや病気が重症化しやすい、特に早期に適切な医療を受ける必要があり、また独立して生計を維持することができないことから、静岡市独自の施策として、15歳未満の被保険者に対しては資格証の交付をしないと、このように言っております。

だから、中間市でもしようと思えばできるのではありませんか。資格証明書の発行で治療の必要な子どもが病院に行けないという制度運営は、国民健康保険法はもとより、児童憲章の健やかな育成を定めた児童福祉法にも反します。まさに生存権の侵害であると同時に、昭和26年5月5日制定された児童憲章3の「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる」、こういうことから逸脱しております。資格証明書を交付している子どもがいる世帯に、直ちに国民健康保険証、16世帯ですよ、何とか対応ができるんじゃないかと思いますが、再度、市長にお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国の動向も見ながら検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

積極的に交付するという方向で検討を早急をお願いしたいと思います。

次に、暴力追放問題について質問いたします。

先の暴力追放推進協議会の幹事会では、事件直後であったためか、会場はハーモニーホールの小ホールでいいのかとか、会場に入れなかったらどうするなど、本当に活発な意見が出たようです。

その中で、暴力団事務所を撤去することを幹事会の総意として決議することをおある幹事から求められたが、市長はその意見を取り上げようとしなかったようですが、なぜでしょうか。暴力追放の取り組みへの市長の姿勢が問われるところですけども、一言お聞きし

たいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどご答弁しましたように、その組があること自体が法的に何も違反しておりません。そういうあたりで、私どもはちょっと、警察も当然そうでございますが、組は出ていけという話というのはできんことでございます。

今、佐賀のほうでもやっておりますけれども、これもやはり借地、借家でございますか、そういうあたりで、暴力団が所有しているものではないと、そういうあたりでは対応できるんじゃないかなと、要するに、その貸し主が貸さないということであればできるんじゃないかなという思いはしますけれども、そういうことで、今の組事務所に対しまして、その撤去しなさい、出ていきなさいという法的な根拠が今のところないと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市内の暴力団組事務所内で、組を脱退しようとした組員を監禁し暴行した事件は、暴力追放を願う市民として本当に許せない問題です。

市長は、11月17日の中間市暴力追放市民集会で、「市民生活を脅かす事件が起きたこの時期こそ、中間市から暴力を追放しよう」と、このように強く訴えております。私も参加しておりますので、しっかり聞かせていただきました。

暴力追放市民集会は、暴力を一掃するための人たちの集まりです。会長である市長の態度は極めて重要です。暴力団組事務所から撤去を求める申し入れを行い、あらゆる暴力とその要因をなくしたいと願う市民の決意を伝えるべきではありませんか。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

だから、今も言ったように、その撤去を求めることはその法的に、逆に、あなたは出ていきなさいというような話をすれば、逆に私どもは法的にやられますよ。相手の所有権を侵害するような話になってまいりますのでね。

その当時、警察署長さんもお見えになっております。これは、そういうふうな事件性等々のあることにつきましては警察が今一生懸命やっとなる最中ございまして、警察の署長さんも、先ほど言いましたように、三ない運動を広げようと、そういうふうな話をされている状況でございまして、そういうふうな事件性の大きなもの等々については、私ども

はやはり警察の力を借りんとどうしてもできんことをごさいますて、そういうあたりでは警察とも連携をとりたいたいでございませうけれども、なかなかその警察のほうも情報というのは私どもには流していただけませぬ。やっぱり捜査の影響というようなことですね。だから、なかなか私どもにもその情報は入ってこないんですけれども、警察を信頼しながら、一緒になってやっていかないかと、そういうその思いはございませう。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

よその自治体でも、やっぱり市長さん、首長さんが、お願いですけれども、法的にもう撤去とかいうことはできません。もう市長が常に言うておりますように、そういうことで、市民の皆さんがこれだけもう暴力団事務所あつては困る、私たちの市民生活が本当脅かされてると、こういう思いをです。市長は、一人で行けとは言いませんけれども、そういう申し入れをされたらどうですかということをお聞きしたいんですが、その気持ちがあるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、そういうふうな強い思いはございませう。そういうふうなことで相談した結果、今この時期、余り刺激しないほうがいいだろうと、そういうふうなこともございませうです。

それと、やはり市民の皆様が一緒になってくるわけで、私どもは、市民の皆様の安全性というのは確保せないけません。ご一緒にパレードをされたと思ひますけれども、大変多くの私服の方がやっぱり警備されているわけでございませう、それは、何かあつちや、もし何かあつたらいかんというふうな、その警察のほうの配慮等もあるわけで、そういう中でやっぱり市民の気持ちというのは盛り上げていかないかと、そういうふうなことでございませう。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、17日の会場で市長は、「この時期こそ、中間市から暴力追放しよう」と、「この時期こそ」ということを言われたわけですね。やっぱりそういう今がいろんな事件もあつているし、また近隣でも暴力追放の機運が本当に高まっております。もう県警も、もう県を挙げて工藤会を壊滅しようということで、今この機運があるときにこそ、やっぱり市長は申し入れのお願いの一つぐらいはできるんじゃないですか、もう一度お尋ねします。簡単でいいです。するか、しないかだけです。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

どういふその申し入れになるんですかね。

○議員（6番 青木 孝子君）

立ち退いてほしい。

○市長（松下 俊男君）

私どもは、その法的な根拠がないとできないということを再三言っているわけでございまして、暴力団だから出ていけということ、どういふことでなんですかね。そんなら、どこに出ていけっていふことになるんですか。（「事務所と住居は違ふ」の声あり）そんなら、そのあれを住居にすればいいとですか。あそこに住まわれとて……

○議長（井上 太一君）

ちょっと、宮下議員……。

○市長（松下 俊男君）

だから、私どもは、その住居なり、それこそ個人の方の所有権があるわけで、それに基づいて住んであるわけで、そんなら、その暴力団だから出てけ、法的にその暴力団が住んだらいけんという、その法律なんてあるわけでも何でもない。一人の認められた状況の中で、なかなか難しい面はあろうかと、そんなふうには思っています。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

住所とか住居とか、いろいろ出ていましたけれども、やはり一度そういう申し入れをして、いや、もう法的にだめだという返事が来るか、ちょっと検討しましょうって来るか、代替するためにお金が幾ら要るよと言うか、もうそこら辺をもうちょっと具体的に動いてほしいということを私が言いたかったわけですがけれども、もう法的ということで盾について、それは進まないと思いますけど、しかし、先ほど市長はその気持ちはありますよと言ったことだけは、ちょっともう一度お聞きしときたいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いいですよ。さっきも言いましたように、そういうあたりも相談したって今言ってるわけでございまして、それが今そういう時期ではないと、刺激したらいかんというふうな話もございました中で、あれだけのパレードをする中で、私服があれだけ張りつくような状況の中で、それは私が、おまえ一人行けと、そんなら行けと（「言っていないよ」の声あり）いや、それは行くのは行っても構いませんけどですな、その……。

○議員（6番 青木 孝子君）

行っても構わないんですね。わかりました。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん、最後いいですか。

○議員（6番 青木 孝子君）

最後ですね。もう今市長が「私は行っても構わない」と言われましたので、ぜひですね。一人でとは言いませんけれど、いろんな方を連れて（「あなたもついてきてください」の声あり）申し入れをぜひしてほしいと思いますし、本当にこの暴力団事務所がなくなることをもうしっかり皆さんは望んでおりますし、あのあたりの周辺の住居の状況、子どもたちの通学路になっていることもご存じだと思いますので、ぜひ安心・安全なまちづくりをもう行政課題の第一として、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

公明党の草場でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、小口零細企業保証制度について質問をいたします。

本市で行っている中小企業融資資金が、この制度に該当するものと思います。質問内容は、次の3項目でございます。

一つ、本制度の制定目的をお伺いいたします。

二つ、本制度の内容の概略をお尋ねいたします。

三つ、本制度の利用状況をお教えてください。

次に、市庁舎の維持管理について質問いたします。

行政運営の中心拠点、言いかえれば、市民の生命と財産を守る拠点が、この本庁舎だと思っております。次の2項目について質問いたします。

一つ、本庁舎は、築何年になるのでしょうか。また、年間の維持管理費はどの程度かかっているのか、教えてください。

二つ、建物の耐震強度は十分なのでしょうか。不十分であるとすれば、どのような対応をお考えなのでしょうか、お伺いをいたします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

小口零細企業保証制度における本市の中小企業融資資金の活用状況についてお答えを申し上げます。

本制度は、昭和42年9月に、市内における中小企業者の金融の円滑化と、その振興発展に資することを目的といたしまして設立されたものでございます。

本制度の内容といたしましては、市内小規模企業者へ事業資金といたしまして1企業当たり1,250万円を上限とした融資を行う制度でございます。融資期間は60カ月を限度といたしまして、平成20年度の金利は年1.85%となっております。

融資を行う窓口は、市と本制度の約定を締結しました市内金融機関4社であり、それぞれに市資金を預託することで、その預託金の3倍までの融資枠を設けております。

平成20年度における具体的な金融機関とその預託金額は、西日本シティ銀行、福岡銀行、福岡ひびき信用金庫にそれぞれ540万円、遠賀信用金庫に580万円の計2,200万円となっております。なお、預託金に各金融機関での違いがありますのは、それぞれが融資している額から批准し、その預託金を毎年度変更しているためでございます。

また、市は、福岡県信用保証協会と協定を締結し、融資を受けた者にかかる信用保証料の一部に市資金による補てんを行うことで、融資に対する返済の負担を軽減する措置も行っております。

融資を行います対象は、市内に住所または事業所を有し、6カ月以上同一事業を営み、市税を完納している小規模企業者であり、経営の内容が健全かつ償還に確実性が認められ、福岡県信用保証協会の信用保証の対象であり、かつその協会に他の債務を負っていない者となっております。

この小規模企業者とは、中小企業信用保険法第2条第2項に定められている者であり、主に従業員数が、商業・サービス業の場合5人以下、そのほか事業は20人以下の農林漁業や金融・保険業を除いた会社または個人のことでございます。

経営の健全さや償還の確実性に関しましては、基本的には、各金融機関及び保証協会において判断を行っております。

また、信用保証協会と金融機関との間で平成19年10月1日から実施されました責任共有制度により、融資を受ける企業に負担が増えることとなりましたので、責任共有制度の対象外となるよう、国の全国統一保証制度の対象といたしております。

最後に、利用状況につきましては、現在、平成17年度に遠賀信用金庫による貸し付け

が1件あり、その返済が続いております。

平成18年度には、福岡銀行による貸し付けが1件ございましたが、これは平成19年度中に返済不能となり、信用保証協会の代位弁済により対処し、銀行への返済が終了いたしております。

昨年度から現在に至るまで、新規利用のない状況であります。各金融機関及び信用保証協会との協議にて可能な限り融資条件等の緩和を行っており、今後も、より利用しやすい制度とするため協議・検討を行ってまいりたいと、そのように思っております。

次に、市庁舎の維持管理につきましてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、市庁舎は、本館と別館から構成されております。本館においては、昭和43年に建築され、築後40年を経過しており、別館においては、平成7年に建築され、築後13年を経過しております。

また、庁舎の年間維持費につきましては、平成19年度決算で申し上げますと、建物管理に要する経費といたしまして、建築基準法で定められておりますエレベーターの保守点検の経費170万円、ビル管理法に基づく庁舎建物管理士選任の経費30万円、電気事業法に基づく電気工作物保安管理の経費40万円、消防法に基づく消防施設保守点検の経費30万円など、経費の総額は550万円となっております。

また、庁舎管理運用に要する経費といたしまして、閉庁日や業務時間外の警備や受付業務に関する経費及び庁舎の清掃などの経費合わせまして1,840万円、空調機の運転や水道等の光熱水費は1,770万円、電話やインターネットなどの通信費630万円など、総額5,280万円となっております。

次に、本庁舎の耐震強度に関するご質問にお答えを申し上げます。

現在の公共建築物の耐震対策は、昭和53年6月の宮城県沖地震の発生を契機に定められました昭和56年施行の新耐震基準や平成7年1月の阪神・淡路大震災後に定められております平成7年施行の建築物の耐震改修の促進に関する法律、さらに平成18年1月施行の改正耐震改修促進法などに基づき対策を進めることになっております。

このような中、平成16年10月に発生しました新潟県中越地震で震度6以上が観測された地域において、4カ所の市町村の庁舎が地震の揺れによりまして被害を受け、災害の初動対応に大きな影響がございましたが、この4施設すべてが昭和56年度以前に建築されました旧耐震基準の建物であったことから、昨今改めて新耐震基準の必要性が求められているところでございます。

このような状況を踏まえ、本市も公共建築物の耐震化に取り組むことといたしまして、対策を検討いたしました。耐震化対策については、非常に大きな経費を要することから、優先順位による年次計画に基づきまして実施することといたしております。

その計画策定の過程におきまして、本市における建築物の耐震改修の促進に関する法律において耐震診断を行わなければならないとされる特定建築物は、一般公共建築物にあっ

ては市庁舎本館を含む4施設、学校教育施設にあつては17施設となつており、学校教育施設の占める割合が非常に大きいことが明らかになっております。

計画を策定するに当たりまして、このように、学校教育施設のほとんどが対象建築物であること、被害対象者が児童生徒と想定されること、また、屋内運動場等につきましても住民の災害避難場所となっていることなどを重視いたしまして、本市の最重点耐震化対策建築物と位置づけまして、最優先に着手することといたしております。

現在、学校教育施設におきましては、耐震化優先度調査に基づく耐震診断を随時進めており、その診断結果を踏まえ、必要な耐震化工事についても速やかに施工することといたしております。

また、市庁舎の耐震性につきましては、別館については新耐震基準に基づき建築されておりますが、本館につきましては旧基準で建築されていることから、耐震改修対象建物といたしまして耐震診断を行わなければなりません。現在のところ、耐震診断を行っていないため、耐震性の確保については判断しかねるところでございます。しかし、このような公共建築物につきましても、学校教育施設の耐震化整備にめどが付き次第に、財源の確保を図りまして、耐震診断を実施の上、必要な対策を講じていきたいと、そのように思っております。

なお、地域防災の中でも、現存する建築物の耐震診断や耐震改修を総合的に促進することを目的とした耐震改修促進計画については、現在の学校教育施設耐震化計画と並行して策定することを検討いたしております。

いずれにいたしましても、市庁舎は、地震災害のみならず、水害等を含めた防災拠点施設としての重要施設として認識しておりますので、耐震診断等防災対策につきましては、財源の確保や公共建築物全体の計画などと調整を行い、可能な限り速やかに実施したいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

最初に、中小企業融資資金の件の再質問をさせていただきます。

利用状況をお聞きすれば、本年度はないということでありました。別の制度ですが、本年10月31日から中小企業のための緊急保証制度の緊急経済対策もスタートをしております。各市町村では、セーフティーネット保証の認定業務を行っていると思いますが、本市において、現在まで何件の申請があり、何件の認定がおりているか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

それでは、お答えいたします。

ただいま国のほうの制度の申請件数は56件でございます。そのうち認可になりましたのが51件でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

セーフティーネット保証の数が56件申請ですね。ありますけれども、中小企業融資資金はゼロと。ちなみに、名称は違いますけれども、中小企業融資資金と同じ制度で、ほかの自治体、福岡市では2,196件、85億1,878万円、これは本年4月から10月までです。北九州市は762件、26億6,886万円の利用があったそうです。政令市と小さな本市とを比べること自体が無理があるかもしれませんが、年間通して一件もないというのは、どこかに問題があるのではないかと思います。

市民、また中小企業の方々への周知・広報活動はどのようにされてあるのか、教えてください。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、福岡市、北九州市、福岡市においては2,196件、北九州市においては700件ということで、中間市のゼロとして、かなり差があります。

何でかということですが、福岡、北九州につきましては、金利のほうが中間市より若干安うございまして、そういうことで利用が多いのではないかと、近くでは直方市がございしますが、直方市のほうでは3件ということで、それにいたしましても、中間市のゼロ件というのは少な過ぎるかと思えます。

それで、どういうふうにご報告しておるかということですが、商工会議所とかに案内のパンフを置きましたり、そういうことで企業の方には広報等で案内はしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

すべての中小企業が商工会議所に所属していることではないということをご理解していただきたいと思えます。そういった意味での広報作業、広報活動も、また今後展開していただきたいというふうに希望いたします。

融資枠が1,250万円、利率が1.85%とお聞きしました。この1.85%は県内で最高の利率であります。この制度を利用して助かる中小企業を増やす案として、融資枠を下げることで利率を下げることはできるのではないのでしょうか。検討が可能であれば、ぜ

ひとも取り組んでいただきたいことを要望いたします。いかがですか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

議員のおっしゃるとおりでございまして、今後は、関係金融機関等で協議いたしまして、何とか金利を下げまして、ご利用していただけるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

よろしく願いいたします。

次に、市庁舎の件を再度質問いたします。

本庁舎本館のほうで、昭和43年に建設された建物であり、耐震診断をすべき建物であるけれども、耐震診断が未施行であるということだと思います。

近隣の自治体の庁舎関係の耐震診断等の状況がもしおわかりであれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

元嶋財政課長。

○財政課長（元嶋 伸二君）

お答えします。

近隣では、芦屋町がアスベストの除去工事と兼ねて耐震化工事をやっております。その他の近隣につきましては、まだ未着工と思っております。耐震診断につきましても、今それぞれの町や市で改修促進計画というのを立てておりますので、それに基づいて着工すると思っておりますが、それぞれの自治体、今のところ、教育施設のほうにかかっている現状と認識しております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

まずは教育機関という部分では、私も賛成であります。前々回も一般質問で、学校関係の耐震化につきましては強く要望いたしました。本庁舎を後回しにすべきとは言いませんが、極力やっぱり教育関係の施設を前倒ししていただく部分を再度また要望いたします。

財政難の中で、予算の確保は大変難しい部分とは十分に自覚はしております。しかし、自然災害、さっき市長もおっしゃいました。本市では、特に水害、また地震等が起きた場合には、必然的にこの本庁舎に対策本部が設置されるものと思っております。洪水の場合、洪水の源が、起きているところが目の前にあるという状況で、こういったところに対策本部を

設置することができるのか。また、地震の場合であれば、耐震強度不足と思われる建物に対策本部を設置し、使用することができるのかという部分が懸念されてたまりません。今はただ、近々に災害が起こらないことを祈るだけという状況ではないでしょうか。

今回の質問は、近い将来に市庁舎の大規模な補修、または建て替え、もしくは別の建物の確保という大きな課題があることをご理解していただいて、市政の運営を進めていただきたいというふうに思います。この件につきましては、別の機会にまた質問をさせていただきたいと考えております。

以上で質問を終了いたします。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子でございます。質問通告に基づいて一般質問をいたします。

初めに、国民健康保険の現状についてお尋ねをいたします。

午前中に他の議員からの質問がありましたので、内容については省かせていただくところもございます。そこで、国民健康保険の質問につきましては、質問通告にある内容でもって読み上げさせていただきます。

国保税を納められない世帯が増えています。厚生労働省は、無保険の子どもを救済するための通知を去る10月にしています。中間市では、このことについてどのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

次に、中間市職員に対する地域手当、住居手当の支給についてお尋ねをいたします。

国や中間市の財政状況には、好転の兆しがますます見えない状況にあります。混沌とした状況になっておるところでございますが、今、若者が、僕たちにも2009年を迎えさせてくださいの叫びには胸が痛みます。自動車産業を初めとして、全産業で倒産や解雇、賃金カットなどなど、中間市民も例外ではありません。それに伴う中間市の財政状況も逼迫しております。

こうした中で、職員に支給しております地域手当など、支給できる状態ではありません。中間市は、もともと国の基準に該当する地域ではございませんが、地域手当を18年度から新設して、年間約6,500万円支給しております。これは19年度決算になりますが、20年度末まででは約1億9,500万円にも上ります。

住居手当では、国は住宅購入日から最長5年間、月額2,500円の支給なのに対し、中間市では退職するまで支給しています。国の対象外になります5年間以降の職員に、総額年間約600万円支給していることになっております。その他、借家に住まわれる方については、国家公務員並みの上限1カ月2万7,000円の住居手当が支給されております。

地域手当でも、既に直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、また芦屋町と廃止しています。対象地域ではありません。

今日の社会情勢は、連日テレビ、新聞で報道されているように大変な状況でございます。午前中の市長答弁でも、市長は、市民の税金を効率的に使っていかねばならないとの答弁もされていました。私は、地域手当についても、先にも廃止を訴えましたが、今日の状況の中で、市は直ちに廃止すべきです。市民の理解の得られる教育や生活支援に税金は使うべきです。市長の見解を伺います。

3番目の質問は、職員互助会への公費負担について質問をいたします。

さて、地方公共団体が実施する福利厚生事業については、総務省通達で既にご承知のことと存じますが、一つ、住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、適正に実施すること、二つ目は、福利厚生事業の実施状況を公表することとされています。

この問題については、私はたびたび本会議や委員会でも見直しを求めているところですが、職員の「元気回復」として、中間市では年間1,100万円、1人当たり2万1,000円を税金で負担し、職員も同額の掛金をいたしますが、すべての給付の恩恵は市民にはございません。

例えば、お祝い金では、結婚6万円、再婚3万円、職場結婚ですと12万円ですか、出産で3万円、育児休業援助金として1カ月5万円で、最大3年間今日では休暇をとれることになっておりますから、市役所でも既に1年お休みになられる方も現にいらっしゃいますので、60万円支給されています。小学校、中学校入学で1万円それぞれ、高校、大学、専門学校でお祝い2万円、出産から大学までのお祝いは、子どもさん1人に9万円です。お子さんが2人だと18万円、さらに銀婚式のお祝いは6万円、勤続のお祝いには1万円から3万円、本人の死亡で50万円、配偶者25万円、子どもや同居の親5万円、介護休業援助金では30万円、還暦のお祝いで1万円、そのほかまだまだありますが、これら支給額の半分は何ら恩恵のない市民の税金です。さらには、退職後に医療費の援助も受けられる制度もつくっています。

市長、以上のような驚くべき給付事業を一般の市民は、市民より職員が大事なのかと思われるのではないのでしょうか。市民に説明できない公費の支出を削るのは当然だと私は思います。職員の皆さんには給料があります。法律で定められた共済制度があります。時代の変化を踏まえ、市民の理解の得られるよう見直すことが必要です。財政状況が逼迫していると言われながらも、職員厚遇問題に向き合う姿勢には緊張感がなさ過ぎます。ご自分たちの給与や手当が公費で賄われていることをもっと自覚していただきたい。行財政の改革の必要性を叫びながら、自分たちの懐にかかわる部分はお手盛りだらけというのでは、住民の信頼が失われていくばかりです。

私は、市長、関係者の見解を伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国民健康保険の現状についてお答えをいたします。

このご質問につきましては、青木議員のご質問に回答いたしておりましたとおりでございますが、再度回答の趣旨のみを簡潔に申し上げさせていただきます。

中学生以下の子どもがいる世帯への資格証明書の取り扱いは、子どもが医療を受ける必要が生じた場合、世帯主の申し出により、その事情を把握し、被保険者証の交付を行い、あるいは子どものいる世帯に限らず、緊急な治療を要する方についても、現状は特例的な取り扱いをいたして、被保険者証の交付をいたしているところでございますが、資格証明書の発行等につきましては今後検討させていただきたいと、そのように思っております。

次に、地域手当及び住居手当についてお答えをいたします。

地域手当でございますが、昨年の12月議会におきまして、同手当の改正案をご審議の上、可決をいただきましたことは、皆様方ご承知のとおりでございます。

この改正案は、福岡市等の給与規則に規定された地域に勤務する職員と医師を除くすべての職員に対し、平成21年度の支給率を現行の2%から1%に削減し、その後、いわゆる給与構造改革が完成する平成22年度以降を無支給とするものでございます。

議案の提出に際しましては、関係各方面と長い時間をかけ議論・調整の上、議会に提案をさせていただきまして、総務委員会の審議を経て、昨年12月20日に賛成多数をもって可決をしていただきました。

私は常々、市民の厳粛な信託を受け、市民の代表として活動されておられます議員の皆様がご審議をいただいた結果である、いわゆる「議決」というものは、非常に権威あるものであると考えております。

さらに、この議決をいただいた昨年12月から今日まで、当議決を見直さなければならぬような大きな事案が発生しておりませんことから、今後、この地域手当につきましては、先の議会で議決をいただいたとおりの取り扱いとさせていただきまして、平成21年度及び22年度の予算に反映させてまいりたいと、そのように思っております。

次に、住居手当につきましてお答えをいたします。

住居手当は、言うまでもなく、借家もしくは借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員、また自宅に居住している世帯主である職員に、住居費用の負担軽減を図る目的で支給される生活関連手当でございます。

ご質問の趣旨は、住居手当のうち、自宅を取得している職員に対して支払われております月額2,500円の手当が、国家公務員の場合は新築もしくは購入から5年までとの期限を定めていますのに対しまして、本市におきましてはその制限がないことであろうと推察をいたしておりますが、確かに地方公務員法第24条第3項には、「地方公務員の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、その

他の事情を考慮して定めなければならない」と規定され、地方公務員の給与決定の3原則の一つであります「均衡の原則」の定めがございます。

このことから、人事委員会を設置していない本市の給与決定につきましては、毎年発表されます「人事院勧告」を尊重し、当該勧告を基本に改正を実施してまいりました。しかしながら、もとよりこの人事院勧告は、国家公務員を対象とするものでありまして、全国の民間給与の実態調査をもとに官民格差を比較検討し、民間準拠の原則に沿って出される勧告であります。

ご指摘の住居手当につきましては、国家公務員の実態を考察いたしますと、国家公務員には公務員宿舎が完備され、この宿舎に居住することを前提として制度設計されておりますが、本市には職員住宅は有しておらず、それぞれが置かれている背景に大きな乖離がございます。人事院勧告をそのまま適用するには無理があると思われまして、したがって、住居費用の負担軽減に関する考えは、国とは大きく違ってくることとなりますことから、本市の住居手当の決定に際しましては、人事院勧告のほかに、近隣自治体の支給状況との均衡を考慮して決定をいたしてまいりました。

筑豊8市及び遠賀4町の特に持ち家に対する住居手当の支給実態をご説明申し上げますと、新築もしくは購入後5年間は2,500円、その後不支給とする、国と全く同じ措置をとっている団体は、飯塚市と岡垣町の1市1町であり、5年の期間を設けておりますが、5年経過以降もその金額を変えて手当の支給を行う団体は、直方市、宮若市及び豊前市の3市、期間の制限を設けていない団体は、本市を初めとして、田川市、嘉麻市、行橋市、芦屋町、水巻町、遠賀町の4市3町となっており、その支給金額も月額1,000円から4,900円まで存在し、本市の住居手当は、これら近隣自治体の中位に位置し、まさに均衡を逸してない状況であるものと考えております。

ちなみに、福岡県は、月額4,900円を期間の制限なく支給をいたしております。

本年度の人事院勧告によりまして、国家公務員の持ち家に対する支給額の見直しについて引き続き検討すると記載されておりますが、来年度以降につきましても、当該勧告と近隣自治体との支給状況を踏まえつつ、地域の実情に見合った、住民に理解をしていただける均衡ある手当の支給に努めてまいりたいと、そのように思っております。

次に、厚生会への公費負担につきましてお答えをいたします。

これまでの議員からのご同様の質問にお答えいたしてまいりましたが、厚生事業は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とする地方公務員法第42条の規定に基づく事業でございます。福祉国家において労働者の福祉を充実させることが重要な政策課題となっている今日において、地方公共団体におきましても、職員管理上の重点事項の一つとして、職員に対する厚生制度の充実を図るために実施する事業として位置づけられております事業でございます。

また、その一方で、事業実施に当たっては、民間との均衡、財政負担等を考慮しつつ、住民の理解が得られる事業であることが大原則であるとの基本的理念に基づいて実施されるべき事業であるとの認識も持っております。

まず、ご指摘の厚生会への公費負担につきましては、職員本俸の1000分の5としておりまして、職員の掛金も同じ率でありますことから、公費と私費の負担割合は1対1となっております。

この厚生会への負担金につきましては、先ほどの住居手当と同様に、筑豊8市及び遠賀4町の実態調査をいたしましたところ、加入していない団体もございしますが、福岡県市町村福祉協会の負担金を含めた率は、低い団体で1000分の3、高い団体では1000分の9となっており、本市の負担率1000分の5は、ほぼ中位に位置しておりました。したがって、近隣自治体の実情と比較したときに均衡を失しているものではないと、そのように判断をいたしているところでございます。

また、ご質問にございます給付事業の件でございますが、職員が入所して退職するまでの長い公務員生活の中で、人生のさまざまな節目にあわせて祝賀、見舞い、支援等の相互扶助を目的に給付を行うもので、特にワークライフバランスの充実が叫ばれております今日において、職員が生きがいを持って職務に専念するための支援策であると考えているところでございます。

もちろん、給付に当たりましては、社会的儀礼の範囲を逸脱することなく、住民理解の得られることが前提になるものと思慮されますが、ご承知のとおり、当該給付事業は、福岡県市町村福祉協会所管の事業となっております。本市独自の改正等はなかなか難しいものがございます。しかしながら、今後とも、同会に対しまして、機会あるごとに適正な給付事業となるように要望してまいりたいと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、職員の福利厚生事業につきましては、住民理解の視点に立った不断の見直しを行い、地方公務員法42条の趣旨に沿って実施してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最初の質問の国保ですが、午前中の答弁の中でも、子どもの命の重さを十分にわかっていらっしゃると、そしてどんどん市に来てほしいと、相談してほしいというふうに市長はご答弁されていますよね、ほかの議員さんに。そして、今私への答弁では、今後検討されるということですね。そこで、そういうふうにご答弁今されましたことは事実ですね。

そこで、国保のその無保険のお子さんは16世帯なんですよ、義務教育で。課長、課長にお尋ねします。義務教育以下の子どもさんで、16世帯ですね。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

市長答弁でございましたように、16世帯の18名でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

16世帯18名ですね。子どもさんには、国民健康保険がないということについて責任はないわけです。親ごさんにはさまざまな事情があるでしょう。今こうした時代の中で、首を切られた方、家族ともども不安に陥っている方、そうした中で、大人はともかくとしても、義務教育の子どもさんをご病気をされる。そのことを思ったときに、国民健康保険が今滞納しているから、役所に行って何とかしてほしいとか、それはなかなかご本人、ご家族ではできないことではないでしょうか。

そこで、ほかの自治体では、そういうお子さんに、家族に対して通知を出しているわけですね。ですから、市長は、ここにいらっしゃればいいんですよって言われますけど、ここにいらっしゃいと言ったって、ここで聞いているのは議員さんと傍聴者だけなんですよね。そういう方は、今働いていらっしゃる、あるいは病気で倒れていらっしゃる。ですから、子どもはいつ病気になるかわからない。そういう方にこそ、16世帯の18名でしょう。金額にしても大したことはないかと思うわけですよ。そうなれば、役所自らが、今こんな状態でしょう。私たちの置かれている不況の中で大変になっているわけです。私とか職員の方というのは、ちゃんと決まった日にお給料をいただける状況にあるわけなんですよ。報酬をいただける状況にあります。

ですから、市長、16世帯18人であるならば、役所のほうから無保険のご家族にお手紙を出されて、役所に相談に来てくださいとか、そういうことがはがき一枚でも、封書80円でもできるんじゃないでしょうか。それを検討するとか、国の対応を待つとかじゃなくて、やっていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。その一言で結構です。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうのは十分やっているわけでございます。戸別訪問したり、そういうことはうちの職員やっております。そういうのを、滞納が始まったときに、やはりまずは督促から始まりまして、どういうふうなその事情があるのかを戸別訪問等々でお聞きして、それなりの理由があれば、ここに書いておりますように、特別な取り扱いもやっておりますし、そういうことはやっております。

しかしながら、どうしてもそれに応じていただけないような方がそういうふうなことになるのかもしれませんが、要するに、さあその病気になった、困ったという、その前に、当然うちの職員も行っておりますので、そういう話は十分させていただければ、それなりの取り扱いはいたしますよということでございます。

うちの職員が、全くそういうふうな家庭訪問もせず、戸別訪問もせず、ほったらかしているという状況では何でもございませぬ。1年間十分やって、それでもその滞納が継続するというのであれば、そういうふうな資格証明書の発行という、その手続に入るわけでございますが、それまでは十分私どもはやっておりますし、今言うように、先にお答えしましたように、これが全国的な問題になっております。その国保というのは、全国組織でやっているわけございまして、その中でこれだけの大きな問題が起きれば、これは国が、さっき言いましたように、国も動こうかと、対応しようかという、その話でございます。

私が今後検討させていただきますというのは、その資格証明書をそういう子どもさんに対してやめるかどうか、その検討させていただくということで、そういう対応を全く今まででせんで、その対応を今から検討しようということじゃございませぬ。そういう個人に対する対応はちゃんといたしております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

担当する職員の方というのは本当大変かと思うわけですよ。お支払いができない。そうした中で、いろいろと事情をお聞きになって、努力してくださっていることは、国保の職場についてもよく私はわかります。私がいま一歩進んで言っているのは、そういうご家族に対して、ご家庭に対して、お子さんについてはせめて相談してくださいよっていう、そういう趣旨のことが徹底されているのかどうか、そこが聞きたいし、そこをしてなければ、してくださいっていうことなんです。そういうことです。していただけますね。よろしいですか、そういうふうに……。

○議長（井上 太一君）

田口収納課長。

○収納課長（田口 澄雄君）

収納課ですが、資格証明書に入ります前には、個別の封書入りの通知を滞納の金額等も含めまして、このままでは資格証明書になりますという内容で、毎年通知をいたしております。

それと、年に4回ほど、そういった方々には催告あるいは未納の通知という形で、庁舎に来ていただくような案内をしながら、納税相談も受けた中で、そういう状況、今の資格証明書が続く状況というのが続いています。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ちょっと私の理解が悪いかもわかりませんが、そういうような手だてはとってくださっている。しかし、子どもはいつ病気になるかわからないから、子どもさんに対しては最低の保障をしていただきたいということを私は言っているわけです。

ですから、国の調査の中で、全国で3万3,000人の子どもさんがいらっしゃるわけですよね。だから、中間市にも16世帯の18人ですか、いらっしゃるわけなんですよ。ですから、そのお子さん、そのご家族には特別な配慮をしていただきたいということを申し上げているわけですから、よろしく願いいたします。その、よろしいですね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

もうそのことにつきましては検討させていただきたいというふうに、そのさっきの回答でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

それから、次の地域手当ですが、市長は、議決を議会で賛成多数でいただいているということですが、朝、昼、晩、どのテレビも、そしてまた毎日の新聞で、解雇されて帰る家もない方、そうした方がどんどん増えていらっしゃるし、先にも申しましたように、内定を取り消されてしまって大変な学生さんもいらっしゃる。そうした中で、地域手当について条例をもう一回出されて、その当時議会の議員さんたちは賛成されたとしても、今の状況を踏まえたときには、どうか職員の皆さん、大変かとは思いますが、地域手当については自分たちは廃止しようよ、そしてそれを市民のために何らかの形でその税金は使うように、そういうふうなお考えを持たれている方はたくさんいらっしゃると思うわけですから、市長、そこは考えていただきたい。

昨年の12月1日に飯塚市が地域手当を廃止したのは、12月7日の12月のボーナスに影響するからということで、もう12月1日に地域手当を廃止されていますし、先の質問でも私言わせていただいたように、直方市でも1月に廃止しているわけです。

それは市長のお考え方だけではないかと思えますよね。市長が、やっぱり地域手当については職員の方に身を切るような思いだろうけれども、市民のためにお金をこの場は使おうではないかと、そういうことができないでしょうか。

私は、高知県の片田舎の市の出身で、本当貧しい市ですが、その市長にお会いしたことはありませんが、市長のお父さんには学校で私が習いました。その市の緊急な対策を先般

知ることができましたが、漁業を営んでいる方にはこの3月まで油を1リッター当たり何円補助しようとか、あるいは介護保険を低所得で支払っている方、その低所得で払いながら介護を受けないといけない方については、そこにこれだけのお金を充てようとか、農業をしている方にはこれだけの灯油のお金を補助しようとか、あるいは医療費は中学校卒業まで無料にしようとか、奨学資金については高校まで、大学まで、これこれこれの奨学資金制度をつくろうとかっていうのを打って出られて、お金の使い方をそうされていますよね。

そしてまた、前後しますが、福利厚生ですが、福岡県だけを比較すると、福岡県は実に福利厚生を改革していない市町村が多いわけです。その元凶は、社団法人福岡県市町村福祉協会ではないかと思いますが、今申しました高知県は、今まで結婚とかさまざまなものを出していましたが、一斉に廃止されていますよね。

そして、ですから、地域手当についても、市長のその姿勢によって職員は動かれるんじゃないでしょうか。職員の方も大変かとは思いますが、このお金が市民のいろいろなさまざまなところに、福祉や教育に回っていくと思えば、こんなうれしいことはないのではないのでしょうか。こうした状態になっているときに、議会で議決をいただいておりますからこのままいきますよとか、21年度は今の2%から1%にします。そして、その翌年からこういう地域手当というのは全国的にもなくなるわけですから廃止ですよ。ですけど、今やはりそれは決断していただきたい。

議員の皆さんも、今の不況とこうした状況の中で、地域手当をそのまま続行しなさいという方はないんじゃないでしょうか。状況が変わってきているわけなんですよ。

市長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、今、経済社会状況というのは本当に深刻になっております。そういうことも踏まえまして、再度そういうあたりは検討はしたいと思っておりますけれども、先に申しましたように、今職員も含めて行財政改革、本当に協力いただいている部分が多々ございます。そういう中で、この地域手当というのも、一つのもう今までの生活給の一部となっております、私自身も段階的にゼロに持っていこうということで決定しております。何とか今、皆さん方の協力を、職員の協力をいただきながら、行革もある程度のところまでいっております。しかし、今の社会状況というのを考えますと、どうかなという、そういう思いもございますし、これはまた検討させていただきたい。そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今、市長答弁で考えさせていただきたいということですので、ご検討をしていただきたいと思います。

それから、福利厚生の関係でございますが、ここに宮城県の市町村福利厚生事業の状況、20年4月1日に出されたものを手にしましたときに、職員互助会に対する公費支出状況、このまま読ませていただきます。「平成20年度当初予算における市町村の職員互助会に対する公費支出額は、総額は35市町村全体で1,973万3,000円であります」と、このように書いています。

1,973万3,000円、宮城県の35市町村全体です。互助会に対する、厚生会に対する負担金ですね。中間市は1,100万円なんですよ。そして、この宮城県では、18年度決算額と比べ65.7%減少しました。市町村の職員互助会に対する会員の1人当たりの公費支出総額についても、平均20年度当初予算額で3,519円と書かれています。中間市の1,100万円と宮城県全体の市町村の公費支出と比較していただけたらと思います。

地方公務員法の42条をよく言われます。私も、福利厚生について否定するものではありません。でも、総務省が通達を出されるのは、今から60年も前にできたようなこの「元気回復」の制度ですね。内容がどんどん大きく膨らんでいって、先ほど壇上で読ませていただいたあの内容をお聞きになられて、これが当たり前と思う職員の方は、私はどうかしてると思うわけです。

市民から見れば、ご自分の出した税金がご自分には一円も返ってこないで、職員さんの結婚とか退職祝いとか、先ほど申しましたように、出産して3年まで少子対策の中で公務員の方は休暇をとられますが、その間、1カ月5万円の休業援助金が出るなんて、一般社会に働いている皆さんと比較してください。やっぱり全面的に見直さなければならぬわけなんですよ。

福祉協会に事業を委託しているからとかいう問題ではありませんよ。機会があるごとに、市長は、この答弁の中で、発言権は少ないけれども、機会があるごとに福祉協会に物申すとか言っていますけれども、退職者の医療費まで含めて面倒を見るような福祉協会からは脱退していただきたい。

それは先にも申し上げました。9月議会のときも、私は本会議でも発言しましたが、委員会でも発言しました。そしたら、担当の部長から、耳にたこができるほど言われてるというふうに私は言われましたが、こういう問題が解決するまでは、私は徹底的におかしいことはおかしいと言い続け、改めさせていただきたい。

この福祉協会、ここから脱会することについては、市長は、先の答弁の中で私に、中間市が福祉協会を脱会すると、何かほかの団体、自治体にご迷惑がかかるから脱会が難しいということを答弁されておりますよね。これは平成18年の12月議会ですが、「協会か

らの脱会を求めるとのことですが、会を離脱することは、本市だけの問題にとどまらず、加入団体全体に大きな影響を及ぼすことになり、現在のところ、その考えはございません」と、「もし協会の事業内容において今後見直しが必要な場合は、構成会員の一人として、機会あるごとにその改善を求めてまいる所存でございます」。こういう福利厚生を改めないところに、職員のこうした問題だけを優遇するようなところを脱会することは無理というのはおかしいんじゃないですか。

前原市も、18年度に脱会しております。先日、前原市も問い合わせしましたら、やっぱり市の財政が厳しいから、福利厚生に回すお金も少なくなりました。福祉協会を脱会しましたと、脱会した内容のこの福利厚生内容もお電話で聞きましたら、全然変わってきているわけですよ、私が壇上で読み上げた内容とは。久留米市についても、脱会されております。

ですから、勇気を奮って脱会していただきたいと思います。市民のことを考えれば、当然脱会し、中間市独自の福利厚生事業ができるわけです。前原だってしてるわけですから、できないことはないです。芦屋だってしてるじゃありませんか。直方だってしてるじゃありませんか。

私は、この驚いたことには、この福祉協会がさらにどんなことをしているかといえば、中間市は加入はしておりませんが、こうした一般的な福利厚生プラス選択型というのに加入している自治体があります。この選択型たるや、その内容は実に驚くべき内容で、ここに加入しております飯塚の皆さんは、そしてまた太宰府ですか、そういったところの市民の皆さんは本当犠牲者だと私は思います。

選択型に加入しますと、ここに選択型の内容がありますが、職員と事業主が負担します。そして、選択型というのはカフェテリア方式ですか、そういうことで、この内容は、家族のがん検診の補助も出ます。それから、医療費の補助も出ます。構成員及び同居の家族に限ります。スポーツ施設利用補助、利用施設は限定しませんよと、もう驚くような、そして講座を受けることもできますよと、そしてご本人がやめるときは旅行券か図書券で精算しますよと、ご本人が亡くなったらご家族にそのポイントはあげますよと、これは事業主と本人の掛金でできているわけです。かつて、中間市がしたヤミ退職金と同じ、シニアプランと一緒にしたことじゃないですか。こうしたものが、この福祉協会の中で行われているという事実ですよ。

私は、先般、この福祉協会に対する公金の投入の見直しについて、関係自治体40自治体にお手紙を差し上げました。市長のほうにも差し上げましたが、どうか……

○議長（井上 太一君）

中家さん、時間ですよ、手短に。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、終わります。福祉協会についても脱会することをお願いし、全面的な見直しをお

願いして終わります。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時00分休憩

.....
午後2時05分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 第40号議案

日程第3. 第41号議案

日程第4. 第42号議案

日程第5. 第43号議案

日程第6. 第44号議案

日程第7. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、第40号議案から日程第7、第45号議案までの平成20年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

平成20年度一般会計補正予算の15ページにあります土木管理課についてお尋ねをいたします。

この中で、公有財産購入費3,000万円が組まれておりますが、この購入の目的や、そしてまた購入の相手先はどこであるか、まずお尋ねをいたします。そして、そこからお尋ねさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

それでは、お答えいたします。

この用地は、土手ノ内にございます用地でございまして、三菱化学より購入いたしております。面積は1,146平米です。

2番目の質問であります目的でございまして、代替地ということで取得いたしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

三菱化学から買われたということですが、これを購入したのは、いつ購入なされたんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

平成12年3月21日でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今から8年前に購入しておりますが、このときに購入した価格が、お幾らで購入なされておるんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

取得価格は2,426万6,550円でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

2,426万6,550円というのは、取得するときには開発公社が購入されたんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そのように思っておりますということですが、まず開発公社が購入したわけですよね。それを今回、2,426万6,550円で購入したものを今回中間市が3,090万円で買うということは、約600万円も違いますが、この間の事情はどういうことで600万になったんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

近隣の地価の上昇に合わせたかと存じます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

近隣の地価の上昇と言われましても、約600万もこの8年間で上がるとは思われませんし、いかがでしょうか。

それから、開発公社が購入したのが平成12年で、今日8年たっていますので、最初から開発公社が購入するときには何かの目的があって購入しているんじゃないかと、目的があって購入しますよね。そして、8年間、言うなれば塩漬け土地のようですが、これはどういう事情でこういうふうな8年間になったのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

8年前に公社が買った。これはある事業の代替用地という位置づけで買ったと思っております。ちょっと私も詳しい資料がございませんが、今回その公社からの買い戻しで、議員言われますように、簿価とその購入価格は違いますよということでございます。この8年間の管理費、また事務費、また金利等々が重なって、そんなふうになったと思っております。

今回、この買い戻しいたしまして、先ほどちょっとお話ししましたように、認知症対応型の通所施設をそこに建設しようということで考えておりまして、公社から買い戻したというのが今回の予算でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この土地について私が調べますと、この土地というのは養魚池ですか、池だった跡ではないかと思いますが、いかがですか。養魚池ですよ。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

済みません。ちょっと詳しくはわかりませんし、そのどういう事業のための代替用地かということも、ちょっと私は今把握はしておりませんが、いずれにいたしましても、あれは、その池をうちが買って、その池を埋めたということの記憶はございません。もともとそういうふうな池を埋めて、そういうふうな宅地にされた後、私どもは利用しているということだと思います。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

普通、池を埋め立てているとか、そういうことにすれば、あんまり条件的には素人でもいい条件ではないんであろうと思いますが、あえてそこを買ったという理由について、ここでもう少しはつきりお答えいただける方がいませんでしょうか。8年間もこうした状態になっているわけですから……。

○議長（井上 太一君）

元嶋財政課長。

○財政課長（元嶋 伸二君）

その土地につきましては、財政課が調整いたしましたので、詳細まで説明できるかどうか分かりませんが、概略を説明いたします。

当然、公社の用地ですので、売買がすぐに可能な土地と、すぐに売買がちょっとできないんじゃないかという土地があると思います。その土地につきましては、公社のほうでは売買が即可能な土地とは判断していなかったと思います。

それで、現在、国のほうで進めております公社の健全化計画の中で、民間事業者への貸し付けにより有効利用を図ることを目的とした土地、債務保証土地ですけれども、それで既に貸し付けの相手方等が特定される場合については買い戻しをなささいというふうな指導がなされております。その場合には起債が充当できるというふうに指導がっております。これは2種用地になるので、うちは該当しないんですが、そういう方向で、公社の債務の解消については積極的に一般会計で買い戻すような措置をやりなさいという通知がありましたので、ちょうど保健福祉部のほうでそういう事業もあつておりましたことから、その用地を選択、調整をいたしました。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

このほかの詳細については、また後ほどお尋ねさせていただきます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております平成20年度各会計補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 8. 第 4 6 号議案

日程第 9. 第 4 7 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 8、第 4 6 号議案及び日程第 9、第 4 7 号議案の条例改正 2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正 2 件は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、所管の保健福祉委員会に付託いたします。

日程第 1 0. 第 4 8 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 1 0、第 4 8 号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 4 8 号議案は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、所管の保健福祉委員会に付託いたします。

日程第 1 1. 第 4 9 号議案

日程第 1 2. 第 5 0 号議案

日程第 1 3. 第 5 1 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 1 1、第 4 9 号議案から日程第 1 3、第 5 1 号議案までの市道路線関係 3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております市道路線関係 3 件は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、所管の建設上下水道委員会に付託いたします。

日程第14. 請願第2号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、請願第2号小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。井上久雄君。

○議員（14番 井上 久雄君）

あすなろの井上久雄でございます。請願第2号小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書について、この趣旨説明を行います。

中間市において、行政改革（経費削減）の名のもとに小学校の給食を民間に委託する計画が進んでおります。しかも、この計画は保護者や関係者に説明なく決定され、説明会は、「理解してください」という趣旨のものです。

ご存じのように、学校給食は法のもとで「食育」という名の教育の一環です。これからの中間市を背負っていくべき子ども、大人が責任を持って守っていかなければならない子どもを、「食」を通じて育てていくことは中間市としての責任です。

中間市の学校給食は、地元の農産物を活用し、旬の食材を使い、栄養士と調理員が長年の経験を生かして献立を工夫し、さらに米飯も各教室ごとに炊き上げるという県下でも名高いすばらしい給食です。

民間に任せてこれが維持できるか心配です。

「民でできることは民で」という行革の旗印は、多方面でひずみを生み、さまざまな大きな事故をも引き起こしております。

中間市の学校給食を民間に委託する計画には断固として反対いたします。

何とぞご審議の上、ご賛同いただけますようお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民文教委員会に付託いたします。

日程第15. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 米 満 一 彦